

第一百五十四回国会 衆議院 法務委員会

議録 第五号

(一六四)

平成十四年四月三日(水曜日) 午前九時開議

出席委員 園田 博之君

委員長 園田 剛男君

理事 佐藤 泰文君

理事 棚橋 公一君

理事 漆原 良夫君

理事 荒井 広幸君

後藤田 正純君

鈴木 恒夫君

保利 耕輔君

宮澤 洋一君

吉野 正芳君

鎌田 サヨリ君

日野 市朗君

藤井 郁夫君

矢島 恒夫君

令子君

森山 真弓君

村田 吉隆君

木島日出夫君

植田 至紀君

水島 広子君

石井 啓一君

大島 令子君

鶴田 古田君

守屋 駿一君

漆間 厳君

鈴倉 真一君

佐々木 秀典君

柳本 韶治君

岡田 克也君

佐藤虎雄君

は本委員会に付託された。

四月一日

難民制度の抜本的な見なおしに関する意見書

(埼玉県嵐山町議会)(第三〇五九号)

夫婦別姓制度の拙速な導入反対に関する意見書

(香川県議会)(第三〇六〇号)

法務局職員の増員に関する意見書(新潟県新井市議会)(第三〇六一号)

は本委員会に参考送付された。

市議会(第三〇六一号)

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案(内閣提出第五二号)

裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政、国内治安、人権擁護に関する件

司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案(内閣提出第七七八号)

裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政、国内治安、人権擁護に関する件について調査を進めます。

○園田委員長 これより会議を開きます。

裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政、国内治安、人権擁護に関する件

○園田委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。佐藤剛男君。

○佐藤(剛)委員 自民党の佐藤剛男でございます。

本日は、いわゆる拉致問題について、限られた時間を活用しまして質問させていただきます。関係省庁の参考人としてもおいでいただいている方々、感謝申し上げます。

それから、ちょっと一つ忘れたんですが、軽水炉関係でちょっと質問いたしたいので、外務省の杉浦外務副大臣、状況等につきましてお話を賜れば幸いです。

御承知のように、横田めぐみさんが北朝鮮に拉致されていることがわかりまして、マスコミで大きく取り上げられたのが約五年前、九七年のこと

であります。それを契機に、本問題が日朝国交正常化の交渉において非常に重要なテーマとして取り上げられてきたわけございまして、御高承のとおりであります。

私は外務省は非常に及び腰であるというふうに考へている政治家の一人であります。ところが、今般新たに、有本恵子さんをロンドンで誘い出しまして北工作員が北朝鮮に連れていったと、よど号犯のものとの奥さんであります八尾恵さんがちゃんと法廷で宣誓をして、そして法廷のところで証言が飛び出しました。

これまで、北朝鮮に拉致されたといつても、まさかという、本当かという感じを持つていて、国民は少なくなかつたんじやないかと思いますが、ここに来て、宣誓をした、旅券法違反等についての問題の中で、やはり本当だんだということの

○園田委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり

○園田委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

同日	辞任 宮澤 洋一君 不破 哲三君 植田 至紀君	補欠選任 吉野 正芳君 宮澤 洋一君 矢島 恒夫君 大島 令子君
三月二十八日	司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案(内閣提出第五二号)	○園田委員長 これより会議を開きます。
四月二日	商法等の一部を改正する法律案(内閣提出第七七八号)	裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政、国内治安、人権擁護に関する件
同月一日	商法等の一部を改正する法律案(内閣提出第七七八号)	○園田委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。佐藤剛男君。
重国籍の容認に関する請願(大出彰君紹介)(第一一九七号)	商法等の一部を改正する法律案(内閣提出第七七八号)	○佐藤(剛)委員 自民党の佐藤剛男でございます。

商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係

法律の整備に関する法律案(内閣提出第七七八号)

商法等の一部を改正する法律案(内閣提出第七七八号)

商法等

ショックを受けているのではないかと思ひます。

そういう状況の中で、私は、これからお聞きしておきますのは、現行刑法との関係で、先ほど来理事会で御了承を得まして配付いたしておりますが、この拉致というもののそもそもの拉致といふと、現行刑法は適当ではないんじやないか、論から、現行刑法は適当ではないんじやないか、拉致に対応するようにできていらないんじやないか、

ということを中心にお質問をいたしまして、そして、日朝正常化というものを、資料を配付いたしておりますが、世界の中でこれだけの国が北朝鮮との間で外交関係を持つておる、百五十一カ国持つておるわけあります。百五十一ある。それから、韓国との間には百八十四カ国ある。持つてないのが異常なのであります。アメリカ、日本という状況にある。

そういうふうな状況の中でこの拉致問題が起きているわけですから、これを契機としまして、これを使つて国交正常化をしないと、今の北朝鮮の動向は非常に危険であるということを私はここで問題提起をいたすものであります。

それでは、最初に法務省にお聞きします。

いわゆる拉致という言葉、これは刑法に私はないと思いますし、日本の法律に、あらゆる法律であります、ないと解しておりますが、それについての確認を求めます。

○古田政府参考人 委員御指摘のとおり、拉致という言葉は刑法上は用いられておりません。そのほかの法律でも、私の承知している限りではないよう思ひます。

○佐藤(剛)委員 それでは、警察庁に聞きます。

警察庁警備局長、警察庁は、このお手元に配付した資料の中で、これは警察庁から私は入手したのであります、北朝鮮による拉致の疑いのある事案ということで、いわゆる九件ですね。それで、この拉致という言葉は、警察が、警察というのを取り締まりやるところだから、最初に拉致だと言ふものは拉致なんでしょうけれども、どういうものを見たときに、拉致といい、そして、拉致でないものの中には拉致といふものはあるんだと見ております、私な

りの調査もいたしておりますが、その点について見解を求めます。

○漆間政府参考人 私どもが北朝鮮による拉致の疑いと言うときに使つておる拉致という言葉でござりますが、これは、本人の意思に反して連れていかれることという意味で使用しているわけであります。

これは、基本的には、いろいろな形態がございまして、例えば刑法で言うような逮捕監禁とか、あるいは略取とか誘拐とか、いろいろな形態がございまして、そういう形態をすべて一つ一つ挙げていくというよりは、むしろ全体として、人が連れていかれるというときに一般的に使われる用語が拉致でございますので、したがつて拉致という言葉を使っております。

○佐藤(剛)委員 拉致というのを、私が広辞苑で調べてきたのであります。そうしましたら、拉致というのは意思に反して連行すること。例えば、袋をかぶせて持つていくとか、ひもをひつかけて引つ張つていくとかいうのを拉致というのです。それしか書いていない。

それで、この拉致というのは警察庁がつくつた言葉なんですか、いわゆる一般に拉致というときの。その点について、いかがですか。

○漆間政府参考人 先ほど申し上げましたように、拉致というのは、その人の意思に反して連れていかれるという意味でございまして、これは、我々として、全体をくるにはこの言葉が適當であるということで、警察として使つておる言葉でございます。

○佐藤(剛)委員 私なりに拉致というのはいろいろあると思うのですが、一つは、身分偽装ですね。北朝鮮工作員が日本人に成り済ましまして、身分獲得をねらつて、それで、身寄りのない人とか工作要員との年齢的類似性など、一定の条件に適合する人物を持つてくる。もちろん、その発見のためには在日朝鮮人などの協力を必要とするわけだらうと思います。これで発表しております中にこきているものの問題というのは、略取誘拐でもな

それから、キム・ジョンイル、金正日総書記であります。彼が言つた話から伝わつてくるわけ

であります。これは一九七〇年代の中盤、工作活動強化のために、現地人による外國語教育の必要性を指示して、そして北朝鮮工作要員への日本語教員、そういう日本人化教育要員として連れていくというような一つの類型があります。アベック

ク拉致事件なんというのはその系統じゃないかなと私なりに理解いたしております。

それからもう一つが、あそこにいますよど号、よど号に結構まだおりまして、田宮さんは亡くなっていますが、それから娘さんたちが日本に帰ってきて、そういうケースがありますが、よど号グループの勢力拡大でもいいましようか、そういうふうから勢力拡大のために、欧州等において日本人をだますといいますか、そして北朝鮮に誘引する例。私は有本恵子さんなんというのはそんなたぐいかなと思つております。

それから、工作要員候補というか、洗脳していくことになりますか、そして成人後に工作員に誘引する例。私は有本恵子さんなんといふのはそういうふうから勢力拡大のために、欧州等において日本人をだますといいますか、そして北朝鮮に誘引する例。私は有本恵子さんなんといふのはそんなたぐいかなと思つております。

それで、この拉致というのは警察庁がつくつた言葉なんですか、いわゆる一般に拉致というの。その点について、いかがですか。

○漆間政府参考人 先ほど申し上げましたように、拉致というのはこれで説明ができるのかな。もちろん、横田めぐみさんについては日本語教員になつていたとの話もありまして、そこら辺は私の力の及ばないところであります。

いずれにしましても、そういう類型に分けられるのではないかと思つております。ですから、僕は、もしこういう類型に分かれるならば先ほどおおあると思ひますが、一つは、身分偽装ですね。北朝鮮工作員が日本人に成り済ましまして、身分獲得をねらつて、それで、身寄りのない人とか工作要員との年齢的類似性など、一定の条件に適合する人物を持つてくる。もちろん、その発見のためには在日朝鮮人などの協力を必要とするわけだらうと思います。これで発表しております中にこきているものの問題というのは、略取誘拐でもな

ければ、この有本さんは、説明によりますと、金正日、これが指示をして、そして亡くなつた田宮さんというよど号の人がやつてきて、それで有本さんという語学を研修している人を捕まえて、それでコペンハーゲンから北朝鮮に送つた、そういうケースだということを証言しているんですね。

そうですね、局長。

そういうような形になつてしまつて、例えばマインドコントロールをやつてきたら、向こうから一万人ぐらいの人間が——向こうには、北朝鮮に日本改革村というのがあるそうです。だれに聞けばいいかわかりませんが、あるのかないのか、私行つたことないからわかりませんが、そういうところでマインドコントロールして、あたかもサリ

ン事件の、山梨に何とか一色村というのがありますね、あれと同じようなものが向こうにいて、そこで、例えば千人なら千人、五十人でもいいですが、来て、それから日本で呼応して、それにこたえて、わつと内部で勃発して、一緒に呼応して行つた、そういうことになつてきて、昔の言葉で言いますと朝姫素乱、今の平仮名の刑法になりまして、ここら辺はなかなか実例把握が難しいの。その点について、いかがですか。

○漆間政府参考人 先ほど申し上げましたように、拉致といふのは、その人の意思に反して連れていかれるという意味でございまして、これは、我々として、全体をくるにはこの言葉が適當であるということで、警察として使つておる言葉でございます。

それから、工作要員候補というか、洗脳していくことになりますか、そして成人後に工作員に誘引する例。私は有本恵子さんなんといふのはそんなたぐいかなと思つております。

それで、この拉致といふのは警察庁がつくつた言葉なんですか、いわゆる統治権をひっくり返す。こういうふうな状況にいつたら一種の内乱罪の予備罪じゃないかなと私は思つてゐるのですが、そこら辺までは全然手がつかず、いわば旅券法で何かやつておるところで、拉致といふのものは警察庁発表のものしか拉致じゃない、そういうのはおかしいんじゃないかなという感じを

持つておるんですが、警察庁。

○漆間政府参考人 拉致が未遂であつたものも含めました九件については、旅券法違反でやつておるということではございませんで、基本的には、それによつて違いますが、場合によると、刑法二百二十五条、二百二十六条、これの略取誘拐、そういうことを念頭に置きながらもやつておるわけでございまして、全部旅券法違反でやつておるというようなものではございません。

○佐藤(剛)委員 では、そうではない場合、刑法というのは構成要件にきちんと該当していないかや

だめなんです。それは局長に説明するまでもない話ですが。そうしたらば、拉致という何だか一般の言葉だから何だか、広辞苑で書いていても、意思に反して何々だというような話を言っていること自身について疑問をお持ちになりませんか。感想を。

○漆間政府参考人 私どもは疑問を持つていないわけでありまして、例えば、有本恵子さんの事案をとりますと、これは、刑法の二百二十五条に結婚目的で誘拐するという規定がございますが、それに当たるのではないかということで、今現在捜査をしておるところであります。

○佐藤(剛)委員 指摘するだけしておきます。というのは、日本人失踪事件が相当あります。警察庁が拉致と言わないだけです。こういう問題について現行刑法は不適当である。そしてそれに対応するシステムというのを、刑法改正をやるか、あるいは特別法をつくってやらなきゃならないということになります。たくさんの失踪事件があります。それはこの国会の場で一々申し上げると、私なりの搜索はいたしておりますが、問題がありますので、他に移ります。

それでは、杉浦副大臣。日朝関係が今正常でない向こうにも日本の施設もない、事務所もない。朝鮮の方は、日本の方には朝鮮総連という形の、実質的には私は人事権等のつながりが金正日の関係であると思っておりますが、そういう中で、先ほど配付資料の中で示しましたように、全世界で百五十一カ国あるのですよ、百五十一カ国。ないところというのは、アジアをぐらんになりました。ないところというのは、どこがありますか。ほとんどないんですよ。それから、アメリカといふのがない。ここですね。イラクとは断交断絶をしておる。こういう部門であります。拉致問題を契機にテーブルに着けて国交正常化する一番の私間日本にやつてきた。来られて国会でスピーチさ

れた。その前に、テロリスト国家だということです。七ヵ国を指摘しております。これはどういう国が七ヵ国になったかというと、イラク、イラン、北朝鮮、シリア、リビア、スー丹、キューバ、この七つですね。ちょっと御確認求めます。

そして、儒教の国は北朝鮮だけである。テロと

いう観点で北朝鮮をアメリカはとらえておる。その点について、副大臣、現状とそれから国交関係の問題についてどのようにお考えになるのか、外務省の見解をお聞きします。

○杉浦副大臣 法務委員会、久しぶりでございますので緊張しております。

お答えする前に、外務省の当該問題に対する態度が弱腰であるというおしゃかりをいただいておりますが、各方面からおしゃかりをいただいておりますが、私どもはそのおしゃかりを謙虚に受けとめさせていただいて、この問題は国民の生命にかかる問題であると同時に、我が国に加えられた重大な犯罪行為でありますから、きっちりと対応していく

お答えする前に、外務省の当該問題に対する態度が、各方面からおしゃかりをいただいておりますが、私どもはそのおしゃかりを謙虚に受けとめさせていただいて、この問題は国民の生命にかかる問題であると同時に、我が国に加えられた重大な犯罪行為でありますから、きっちりと対応していく

お答えする前に、外務省の当該問題に対する態度が、私どもはそのおしゃかりを謙虚に受けとめさせていただいて、この問題は国民の生命にかかる問題であると同時に、我が国に加えられた重大な犯罪行為でありますから、きっちりと対応していく

の方針に変更はない、合意された枠組みやKED演説でブッシュ大統領が唱えたわけですし、それから、日米首脳会談でも、北朝鮮については彼らの行動パターンを変えるように、これはブッシュ大統領ですが、国際社会は協力していく必要がある小泉総理に言っておられたところでございました。

ただ、いわゆる悪の枢軸発言、これは一般教書から、日米首脳会談でも、北朝鮮については彼らの行動パターンを変えるように、これはブッシュ大統領ですが、国際社会は協力していく必要があります。

お答えする前に、外務省の当該問題に対する態度が、私どもはそのおしゃかりを謙虚に受けとめさせていただいて、この問題は国民の生命にかかる問題であると同時に、我が国に加えられた重大な犯罪行為でありますから、きっちりと対応していく

それでは、平成十年五月に朝銀大阪の朝銀近畿への事業譲渡に際しまして、金銭贈与が二千六百二十六億円、このほかに資産買取り四百七十六億円。十三年十一月に破綻九朝銀に対しまして二千六百六十億円、資産買取り計四百六十九億円でございまして、金銭贈与額は、おつしやるとおり五千二百八十五億円であります。資産買取り額は九百四十五億円になつております。

○佐藤(剛)委員 ですから、もう既に約五千三百億円弱のものが、税金が使われておる。これはまあしようがないですよ、これは日本の中のあれだから。しかし、まだ未処理案件というのが約四千四百億弱あると私は理解いたしておりますが、どうでしょうか。それについてまた注ぎ込みやいかぬ。

○村田副大臣 未処理の金融機関につきまして資金贈与額につきましては、三月の二十九日にペイオフコスト超の報告がなされたところでございまして、資金援助手続は完了いたしましたけれども、具体的に幾らになるかというのは、最終的に今まで六朝銀の十三年三月期決算におきます公表債務超過額は四千三百四十七億円でございますので、御指摘のような額になるのではないかと言つておられるというふうに理解いたしておけます。

○佐藤(剛)委員 ですから、日本の国の資金が、その金というのは、いろいろな情報、私はわかりませんけれども、新聞だ、雑誌だと、北朝鮮に流れている話。税金を使つてですよ。もう既に税金を使つてやつているのが約五千三百億ある。そこら辺について、まず御確認をいただきます。

○村田副大臣 まず、冒頭委員が、朝鮮総連の傘下にあります信用組合、こうおつしやいましたの

で、必ずしもそうではありませんで、各朝銀も、中小企業等組合法に基づきます日本の、県知事が認可をおろした信用組合でございますことを御指摘をした上で、残りのまことに、(佐藤(剛)委員既にやつた五千三百億の確認)と呼ぶはい、わかりました。

○守屋政府参考人 北朝鮮は、今、射程千二百キロのノドンの開発を既に完了しまして、配備を行

つていると考えられます。これは日本の全部を射程に置きますけれども、これは一分間に三百キロメートル走りますので、この射程ですと日本には十分以内に到達すると。

○佐藤(剛)委員 私の理解では八分と言われている。片つ方で、四分で来たところに、四分で打ち落とさなきや入っちゃう。日本の第二次大戦後のことの灰じんに帰しちゃう。

こういう事態の中でいるわけだから、私は、こういう拉致の問題を活用してきちんとテープルにつけて、そして日朝の回復を、先ほど示した世界がこれだけやっているのに、やつていいのが異常でしよう。そうしたら、どういうことの状況になるのか。テロの状況になる。それがなぜなのかということの問題を私は提起いたしておるわけあります。防衛庁、もういいです。

それから、次は農林省。

五十万トンの米を日本が出した。これはよく、北朝鮮、何か知らないけれども、出したけれども全然お礼がないなんて言うけれども、日本は北朝鮮に、外交関係がないんだから、これは直接じやなくてWFPを通してやっているんでしょう、世界食糧計画。五十万トン。幾らでやっているの。十分の一ぐらいの価格だと思いますけれども、その確認。

○中川政府参考人 平成十二年に実施をされました五十万トンの北朝鮮への米の支援でございますが、これはWFPを通じまして無償で供与しておられます。

その際の米の評価額は、トン当たり二十二万円でございますから、五十万トンといたしますと約一千百億円程度になると思います。

○佐藤(剛)委員 それだけのものを、間接的だからありがとうなんて言いつこないんですよ、そんなもの。赤十字に金を出して赤十字が持っていくのと同じ話になる。日の丸がくついてて宅急便等の中にあるような話で、破いちまえばわからぬ。だから、そういう強気論の人たちがいるだけれども、もう時間がなくなつちゃった。

それから、海上保安庁。不審船について、私は肃々として揚げて、その中に麻薬が入っているか、人間が入っているか、機械が入っているか、みんなやつたらいいんじやないかと思うが、そういうことを揚げることについて中国が反対している。国際法上何か問題があるのかどうか、揚げることについて。

○須之内政府参考人 お答えをいたします。

不審船の乗組員は、漁業法に基づく検査忌避罪あるいは当庁の保安官に対します殺人未遂罪を犯しております。これらの犯罪捜査の一環といたしまして、我が国がその船体を引き揚げることは可能でございます。

ただ、現場は我が国が事实上中國の排他的經濟水域として扱っている海域でございまして、船体の引き揚げにつきましては、国連海洋法条約上中國が有しております天然資源の保存等の主権的権利あるいは海洋環境の保護等についての管轄権に

妥当な考慮を払って行う必要があるということでございますので、中国との間で調整しつつ適切に対処していきたい、こういうふうに考えております。

○佐藤(剛)委員 何もけんかしろと言つてゐるわけじゃないけれども、国際法上何ら問題はないはずだと私は思つておるので、肃々として揚げるこ

とに専念をしていただきたい。

それで、あと、私は軽水炉の問題についてあれしました。また一般的のときには本件の問題についてはさらにお聞きますが、警視庁が拉致と言つておるよと拉致だと。拉致でない、消息不明になつた方がたくさんいる。私が調べた限りにおいてある。その問題を考えていつたらどうするのか。

それから、それに対して、拉致と言つておるなら拉致罪というのをきちっとつくつたらいい。僕が先ほど類型をつくつた。そして、きちんとしてできなかつたら、内乱罪だ、略取誘拐罪なんてできる話ぢやないよ。そういうもので国家が転覆されるかどうかというさなかなんだから、しつかうに称されまして、アルバイト感覚で一晩五千

りやつてもらいたい、本件の問題は。

拉致の問題、金融の問題について、金融の問題は朝鮮総連に該当しないからなんて、今、副大臣そうおしゃつていただけれども、そうぢやない。

問題がある。きちんとこれから、例えば未処理の問題をやるならば、これは朝鮮総連と完全に切つた話で定款だの何だのをやつてもらいたいし、

鮮総連の中の息がかかつたような子会社なんといふのは困る。考えてもらいたい、一兆円のものをあれこれ出そうとするんでしよう。冗談じやない。そういうものを、金を出してもらつたものは社会主義のこの国なんだから、回つて回つて八分で来るミサイルに化けられたんじやたまつたもんじゃない。

ということでありまして、もう時間が切れましたので、私はまだ不満でありますけれども、またの機会にさせていただきます。ありがとうございます。

○園田委員長 鎌田さゆり君。

○鎌田委員 おはようございます。きょうもよろしくお願ひします。

きょうは、法務省のみならず、幾つかの省庁が連携して取り組むべくと私考えております問題について質問をさせていただきたいと思ひます。

まず、森山大臣にお伺いをさせていただきま

す。

大臣は、女性の政治家でいらっしゃいます。子供を育てる多くの女性の気持ちもともに理解をしていただいている、私も尊敬をしている政治家でありますけれども、その大臣に伺います。

今、特に大都市部は、いわゆるピンクチラシが

町中にはんらんをしております。このピンクチラシなんですけれども、児童の通学路、こういうところにまではんらんをしておりまして、青少年にとって非常に有害な環境になつております。そして、家出してきた少年少女たち、この子供たち

が、十四、五歳が中心なんですかね、そのピンクチラシをまく係なんですが、まさに屋というふうに称されまして、アルバイト感覚で一晩五千

円、六千円でバイトをしているのが実態です。あ

るはまた、少女の場合には、売春婦としてこれに関与をしたりというのが実態であります。それで、直視をするにたえない女性の写真、こういつたもので、ピンクチラシは本当に大変な状態であるわけです。

都市の名前は伏せてあるんですが、これはある都市のピンクチラシがまかれている状況なんですけれども、よかつたら、大臣、ちらつと見ていただけますか。

その写真もありますように、夜の間に一時間に一回巡回をして、私も実際に夜何度も大きなごみ袋をしょつて回収歩いておりますけれども、三十分も回収に歩けば大きいごみ袋が二つ、三つにあつという間にになります。一時間回収してもまたすぐまたされますので、一晩で何十万枚という単位で回収されているときもあります。そこにありますように、朝になつて、地域の町内会の方たちがそれを回収している。せつせと掃き方をしていてる時には、自分の小さな子供が、お父ちゃん行ってくるねと商店街のちつちつな子供がランドセルをしょつて行くのを、おう、行つておいでと見送るお父ちゃんは、わきでそのピンクチラシをせつせと掃き方して回収しているんです。

大変にこれは大きな問題だと私は思つております。特にそういった写真が生々しい状態で載つているというのは、これは女性やあるいは子供たちにとっての人权との関連を一概に否定できない実態となつてゐるのではないかと思うんですが、森山大臣、そういう極めて重大なゆうしき問題でありますし、東京でも、また私の地元の方でもないことはありませんので、大変深刻な問題だと思っています。

○森山国務大臣 委員が御指摘のような状態がところどころで散見されるということは私も承知しておりますし、東京でも、また私の地元の方でもないことはありませんので、大変深刻な問題だと思っています。

ピンクチラシというのを、私もしげしげと見たことがないのでよく詳しいことはわからぬいんで

すけれども、非常に子供にとってよくない、子供の教育上よくないばかりではなくて、子供自身の人権の問題でもあるということを私は強く感じております。

そういうことも一つの動機になりまして、二年前に提案させていただいてつくることができました。児童買春・ボルノ禁止法の動機の一つにもなったわけでございまして、あれは、こういう問題だけではなく、むしろそれよりもっと深刻な人権侵害についてのものでございましたけれどもそれを議論しているときにこの問題も大変出てきました。何とかできないかという話になりました。

その後、ほとんど同時にございましたでしようか、売春防止法とか風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律などの審議がございましたで、そこで司法的にこういうものも処理できるというふうになつたと承知しておりますが、基本的には教育の問題であり、特に男の大人の問題ではないかというふうに思つております。

○鎌田委員　ありがとうございます。はつきりとただいまの答弁の中で、特に子供の人権の問題ととらえている、そしてまた、大臣、これまでの御実績の中でも確実に取り組んでいらっしゃることも披瀝をいただきまして、ありがとうございます。共通認識に立つていてるということで、これから私が質問を進めてまいります内容についても、お聞きをいただきながら、ぜひ共鳴をしていただきたいなというふうに思うんです。

まず、警察庁にお伺いをいたします。

データークラブと売春ということでの捜査、摘発の実態、これは近年どのような傾向にあるでしょうか。あるいはまた、暴力団を含む犯罪組織の資金源の拡大につながるとの懸念の声を聞きますけれども、その可能性についてはどのような認識をお持ちでしようか。

○黒澤政府参考人　これは、いわゆるデータークラブということでの捜査、摘発であります。売春全般でございまして、私ども、善良な風俗の環境の保持あ

るいは青少年に与える影響が大変大きいわけでございまして、鋭意取り締まりに努めておるわけでございますけれども、ここ数年来の傾向として、いまとして、何とかできないかという状況ではございません。そこでまた、売春事犯に關係する暴力団の検挙状況でござりますけれども、大体総検挙人員の二〇%を超えるぐらいの比率、例年そんなような状況でございます。

暴力団を初め組織犯罪はいろいろな資金源があるわけでござりますけれども、薬物でありますとか賭博、のみ行為、こういったものが典型的、伝統的な資金源といったて大変大きな比率を占めておるわけでござりますけれども、必ずしも実態はわからぬでありますけれども、そういった中で売春、ピンクチラシ、こういった関係につきましても昔から組織犯罪集団が資金源としておる実態にございまして、資金源の面からも、私ども、この種事犯を重大視いたしておるところでございました

て、今後ともこの種事犯の厳正な取り締まり、積極的な取り締まりに努めてまいりたいと存じております。

○鎌田委員　必ずしも科学的な根拠というか、統計をもつてというわけではないけれども、昔からそのようなふうに言われていて、そしてその資金源の拡大というものも懸念をされているということがよろしいというふうに受け取りました。

そこでなんですか、ピンクチラシは、先ほど大臣がおっしゃったように、この東京にもあります。それから、大臣の御地元にも、また私の地元もあります。これは、いろいろ聞いたり見たり調べたりしてみますと、地域によってばらばらなんですね。いわゆるピンクチラシとは何ぞやという定義もありませんし、本当にばらばらなんです。

私が見る限り、この東京で見るピンクチラシはまだかわいいなど。まず服を着ていますから。何だかアイドルのロママイド写真がちょっと色っぽくなつたような、まだかわいいなど。ある都市で

は、きょう持つてきましたけれども、とにかく一秒として見ていいません。私は、一応正常なそういう感覚を持つていて思つてますので、一秒超えてます。こんなのが町中に何万枚とあふれて、そして、自治体によつては十年、いやそれ以上、地道に毎日毎日回収して、市民挙げて、アピールを探査したり地道な運動をしているにもかかわらず、手段にふえてるわけでもないとおっしゃつたけれども、つまり、ずっと同じような状態が続いているんですね。

イコール、これも大臣さつきおっしゃいました、これは大人の男にも問題があると。結局、これが利用するお客様がいるから、これでもうかる業者がいるから、だから相変わらず同じような状態でまかれている。でも、やはりこれは何とかしなくちゃいけない、そういう時期に私は来ていると思うんですね。

というのは、このチラシを見ますと、写真があつて、それから、よくスピーチ新聞に掲載されている三行広告、これと同じような言葉、キャッチフレーズ、これと電話番号が必ずついています。

この三点セットなんでしょうけれども、ここの中で、今度、電話番号というものの存在についてちよつと焦点を当てたいんです。

取り締まりを現場で行つてゐる警察関係の方々からすれば、ピンクチラシとは、写真とこのキャラコピ、言葉と、そして電話番号と三つが一緒だというふうにお感じになつていらっしゃるかも知れない。でも、これでもうけているあくどい

大人、業者にすれば、ここに書いてある電話番号がないと商売が成り立たないのですよね。だから利益もうけ得ることができる。そして、売春を目的とした女性がそのデータークラブから利益を得られる、そういう仕組みになつていてこれが明らかだと思うんです。

では、次に、総務省さんに伺います。

昨年の十二月ごろでしょか、政令十二都市の市長さん方が連名で要望書を国に上げております。その要望書のあて先は、小泉總理を初め、福井官房長官、片山總務大臣、森山法務大臣、そして警察庁長官の方にお出しをしていくようですが、その要望書の二項目めに、電話番号の利用制限というのがございますね。

実は私は、前に青少年問題特別委員会がございましたときに、電話番号というか電話の加入権の

認識を私は持つてゐるんです。

それで、警察庁の、現場で取り締まりを行つてゐる皆様にもそういう認識があるかお聞きをした

いんです。

○黒澤政府参考人　委員御指摘の営業は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律においては、「異性の客の性的好奇心に応じてその客に接觸する役務を提供する営業で、当該役務を行う者を、その客の依頼を受けて派遣することにより営むもの」、いわゆるデータークラブはこれに当たるかと思うでございますが、これは無店舗型性風俗特殊営業の一つとして位置づけておるものでございます。無店舗型でござりますので、物理的に町中に店舗を構えておるわけではございませんので、利用する者は、これら業者が配布するビラやチラシ等に記載されておる電話番号、この番号に架電することにより役務の提供の申し込みを行うことが通例である、かように承知をいたしております。

○鎌田委員　前段、じつくり目をつぶつて聞いていてもわからぬような非常に難しい言葉が並びました。ただ、後段の方で、その電話番号といふものはピンクチラシにとってなくてはならないもの、これがあつてこそ、これにかけてくるお客様がいてこそ、データークラブの業者の人たちはそこから利益もうけ得ることができる。そして、売春を目的とした女性がそのデータークラブから派遣をされる、そういう仕組みになつていてこれが明らかだと思うんです。

では、次に、総務省さんに伺います。

昨年の十二月ごろでしょか、政令十二都市の市長さん方が連名で要望書を国に上げております。その要望書のあて先は、小泉總理を初め、福井官房長官、片山總務大臣、森山法務大臣、そして警察庁長官の方にお出しをしていくようですが、その要望書の二項目めに、電話番号の利

没収云々についてちょっと触れて質問をしたことがあつたのですが、これは明らかに、問題に非常に慎重に取り組まなければいけない、加入権の没収は人権の侵害になるのじやないかというおそれもあつて慎重にならざるを得ないというふうにずっと考えておつたのです。ここに来て、司法の判断が完璧に下されたもの、シロクロはつきりしたもの、シロなのかクロなのかわからぬグレーのものではなくて、クロだと司法の判断がおりたものに対してのみ電話番号の一時的な利用制限をかける、そのことを政令十二都市の市長さんが連名で国に要望しておりますけれども、私は、これはずひ前向きに、実現に向けて検討すべき内容だと考えているんです。

ただ、きっと返ってくるお答えは、電気通信事業法の中に、公平な、公正な役務提供の平等云々かんぬんが出てきて、なかなかまた難しいというお答えが返ってくるのかなと思ひながらですが、去年の十二月にその要望書が出ていますから、それが受けてということで、電話番号の一時的な利用制限、これを総務省が電気通信事業者であるNTTに対して行政指導を行っていくべきではないか。いわゆる契約約款の中においてそのような指導をすべきではないかと思いますが、いかがでしょか。

○鍋倉政府参考人 先生の方が電気通信事業法についてお詳しいのかもしれません、これはもう言はずもがなでございますけれども、通信というものは、基本的個人権である表現の自由を保障するために、通信の内容や利用目的を問わず自由に利用できるのが原則であろうというふうに思つております。

NTTに対する契約約款の認可につきましても、こういった観点から認可基準が電気通信事業法上設けられておりまして、その基準に従つて認可をしておりますので、先生の御指摘のような観点から、法に規定をされていないような形で行政指導するというのは、なかなか困難ではないかなというふうに考えております。

しかし、電気通信事業法の第一条「目的」、本当にその基本となる目的のところに、「電気通信事業の公共性にかんがみ、その運営を適正かつ合理的なものとすることにより、電気通信役務の円滑な提供を確保するとともに」云々かんぬんあります、「公共の福祉を増進することを目的とする」とあります。

売春防止法とか風営法とか、明らかに公共の福祉に反しているものだと司法判断が下つているもの、クロだとはつきりしたもの、これはもう公共の福祉に反しているということを言つてもだれも異論を唱えるものではないと思うんですね。

私は、複数の、幾つかの地域でNTTがハムレット状態になつているということをよく理解していただきたいのです。地域の町内会やPTAや役所あるいは議会、そういうところから、何もグレーのものにまでやつてと言つてはいるんじゃないですよ、ましてやシロのものにやつてと言つてはいるんじゃない、クロと司法判断が下つたものに對してのみ一時的に、三ヶ月もしくは六ヶ月、電話番号の利用制限をかけてください、そういう要望がずっと長年出ている、NTTに対して、各地域。ところがNTTは、電気通信事業法の、今おつしやつたそこのところがあるからできないと。もし総務省が、あるいは事業法の中で、運用の面で委任規定だと契約約款で何か解釈が、新たに展開が出来ばというふうに、もう本当に挟まれて、大変なハムレット状態なんですよ。そういうことをこころ邊でぜひ理解していただきたいですね。

そして、そうやっていつまでたつてもこの電気通信事業法を云々、どうのこうの言つてはいる間、その間、この業者はずっともうけ続けるんですよ。ずっと。そして、家出してきた十四、五歳の子供たちがこれをバイトでまいてる、何の罪の意識もなくて、自分が売春防止法で悪いことをしてしまつてあるなんて意識がない。四、五千円のバイト代でやつてある。

こういうことをほつたらかしにするのはもうやめましょう。自治体で取り組んでいるところ、長いところではもう四年、五年になっている。だれかがどこかできちつと決断をしてやらないと。ましてこれは電話ですからね。今のこの時代、電話なんて古いですよ。インターネットとかそういうのでも、大変な裏サイトで同じような情報が流れている。そっちの方を何とかしなくちゃいけないと議論するのも大事かもしれないけれども、それでも、今すぐやれるものもやらないで、そういうハイテクのことを議論したって何にもならないじゃないですか。

もう一度お聞きします。

○鍋倉政府参考人 繰り返しになつて恐縮でござりますけれども、通信というものが、基本的個人権である表現の自由を保障するために最も必要なものであると、あるいは、今先生もおつしやいましたけれども、ハイテクもあらわれておりますが、いろいろな面でこの電気通信というのが社会経済あるいは日常生活を支えるインフラであるということ、非常に不可欠な手段になつてゐるという実態でございます。

仮に、今先生御指摘のよう、電話が犯罪や公序良俗に反する目的のために使用された、あるいはそのように使用される可能性が高いといった事情があるとしましても、そのゆえだけをもつて事業者が役務提供を拒むことができる正当な理由には該当するというの、電気通信事業法の解釈上はなかなか困難ではないかなというふうに思つておられます。

だから、大きな問題はこれからきつちりと議論をしていくけれども、まずやれる部分のところにおいて柔軟に、そして私権、人権の侵害にならないような範囲でその知恵を絞らなくちゃいけないときだということを何で御理解いただけないのかなというふうに思うんですね。

森山大臣、今御答弁の一部の中に入雲云々といふ表現がまた、私は本当にもう何百回聞いたかわからないのですけれども、確かに、本当にそうなります。電話番号、電話加入権というのは本当にそれと重要なかわりがある。だからこそ、わざかな事例だけれども、司法の場できちんと刑が確定をして判決がおりたもの、悪いことをした、だからこれだけの罰がある、そういう判断が下つたものにだけでも電話番号の利用制限をかけていく、それは総務省がNTTに契約約款の中で行政指導ということを申し上げてはいるんですが、一方で、そこにどうしても人権ということが出てくるんですね。御感想の程度でよろしいのですが、お考えをお聞かせいただきたいのですけれども。

○森山國務大臣 通信の自由といいますか、表現の自由を助ける通信の使用の自由といふことは、今総務省の方でお話しになりましたように、非常に重要なことだと思います。

お話しのようなケースについて、基本的な解決

は、そのような営業が行われないようになることではございましょう。ですから、さまざまに、売春防止法その他のこれに関する法律があるわけですが、防止法その他のこれに基づいて司法の判断が厳しく下つたので、そして営業ができなくなるよう、そういう営業をしている人間をきちんと処罰をして、場合によっては収監して措置をしていくということの方が基本的に重要なのではないか。電話だけ仮にとめたとしても、またその人が営業を続けるようであれば、また違う番号をとつてすぐにやり始めのではなかいかというふうに思いますから、基本的にはそういうことをしている人間を厳しく処罰するということが重要なのではないかと思いま

す。

○鎌田委員 今、二つの点について、逆に何かありますか? どういったような気持ちをしながら聞いておったのですが、御指摘ありました。

後段の方のことについてちょっとと一言私から申し上げさせていただければ、本当に、たかが電話番号一時利用制限なんですね。ところが、こういう方たちというのは、一気に何十万枚と印刷するんですね。だから、例えば東京でピンクチラシをまいているデータクラブの業者、印刷所は東北の山奥だつたりするんですよ。そこで一回に何百万枚と印刷しますから、例えばこのチラシの業者が、この電話番号に利用制限がかかつたとするとき、ストックしてあつた何十万枚、何百万枚が一気に使えなくなっちゃうんですね、この番号ですから。これだけで業者にとっては非常に商売に影響というか、手間がまたかかっちゃう。またこの番号が一回使えなくなると、もう一回加入を取り直すとおっしゃつたけれども、業者にとっては本当に電話番号をまた取り直すというちつちつなことです。なにかけていく、積み重ねさせることによって、まあ、この商売、割に合わないやと。まずこの商売は続かないのだ、そういう意識を持たせた上で、そして大臣も御指摘になつたように、売春防止法

がつたりします。しかし、見ると、本当にこれがまさしくなつたのだなと。地元によつては、このピンクチラシ撲滅の条例を設けているところで、ピンクチラシ撲滅の条例を設けているところがあつたりします。

そこで、もう一度警察厅にお伺いします。

地元によつては、このピンクチラシ撲滅に向けたはいいけれども、地元のマスコミからも、何の役にも立たない条例つくつて何喜んでいるんだ、こんな非難も受けるぐらいです。

さつきも申し上げたように、この実態は地域によつて本当にばらばらなんですね。ですから、地域が独自にこの回収に自助努力で取り組んでいる。何らかの制度規制、条例規制、法規制が必要だという考えに基づいて、地方で、ここまでやれる、それを最大限努力して条例をつくつているところがあります。しかし、その条例には罰則を盛り込むことができない、何の意味もなさない。

このような実態を、きちんとその条例が実効に即した形になるように委任規定を設ける、そういうことも一つの知恵ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○黒澤政府参考人 委員御指摘のように、いろいろな考え方があるうかと思います。

風適法では、これは直罰、直ちに罰則がかかるというわけではございませんけれども、ビラの広告制限区域というのがございますけれども、そこは条例で区域を定めることができるよう、そんなような仕組みもあるわけでござります。

それから、法目的は違いますが、屋外広告物法では、条例で罰則を設けることができる。これは屋外広告物法で、目的が委員の言つておられる趣旨とは違うかもしれません、こんなような仕組みもございます。

地域の実情に応じて、条例をどのようにつくつ

てていくのか。ただ、そういった中で、罰則ですか? どうかがまさに本筋だと思います。

そこで、もう一度警察厅にお伺いします。

地元によつては、このピンクチラシ撲滅に向けたはいいけれども、地元のマスコミからも、何の役にも立たない条例つくつて何喜んでいるんだ、こんな非難も受けるぐらいです。

さつきも申し上げたように、この実態は地域によつて本当にばらばらなんですね。ですから、地域が独自にこの回収に自助努力で取り組んでいる。何らかの制度規制、条例規制、法規制が必要だという考えに基づいて、地方で、ここまでやれる、それを最大限努力して条例をつくつているところがあります。しかし、その条例には罰則を盛り込むことができない、何の意味もなさない。

このような実態を、きちんとその条例が実効に即した形になるように委任規定を設ける、そういうことも一つの知恵ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○黒澤政府参考人 委員御指摘のように、いろいろな考え方があるうかと思います。

風適法では、これは直罰、直ちに罰則がかかる

というわけではございませんけれども、ビラの広

告制限区域というのがございますけれども、そこ

は条例で区域を定めることができるよう、そん

なような仕組みもあるわけでござります。

それから、法目的は違いますが、屋外広告物

法では、条例で罰則を設けることができる。これは

屋外広告物法で、目的が委員の言つておられる趣

旨とは違うかもしれません、こんなような仕組

みもございます。

地域の実情に応じて、条例をどのようにつくつ

な権利性みたいなものがなくなつてしまっている。利

用の制限というようなお話でござりますが、これ

を例えれば、どういうふうにすればそれは実効がある

制度になりますので、いろいろな角度から、それぞれ

の所管の分野で、どういうようなことができるのか

というふうなことにについて、我々としては刑事の

分野で何ができるか、そういうことを考えてみた

いと思っております。

○鎌田委員 済みません、最後に一言。

とんでもない答弁だったと思います。罰則だけ

ですべてが解決できるとは思っていないと。当然

ですよ、そんなの。そんなの当然とわかっている。

だけれども、やらなきゃいけないことの一つとし

て、ずっと長年かけて訴えている自治体があつて

私もこうやつて必死に訴えているんです。そん

な、地方の地域住民と同じ目線に立てないような

のでは困ります。

最後に、これは、もともとはやはり電話利用に

かかる電気通信事業法というところの契約款

が大きく問題になつています。しかしながら、警

察庁や法務省も関連して、横の連携でもつてこれ

はしっかりと検討していくなくちゃいけない問題だ

と私は信じてやみません。ですから、これから先、

きょうも同じようなこんなやりとりで、私、引き

下がりたくありませんから、最後に、横の連携で

これからこの問題について、利用制限あるいは関

連する法律の運用の問題についてきちんと議論を

していくということを、どちらかの省のどなたか

お答えをいただきたいと思います。本当なら三つ

からそれぞれいただきたいんですけども、時間

がありませんので。

○古田政府参考人 委員の先ほどからのいろいろな御指摘、大変示唆に富む部分がいろいろあると

いうふうに考えております。

この問題につきましては、ただいま警察庁ある

いは総務省の方からもいろいろなお話をございま

したけれども、非常にいろいろなところに関連す

る問題であります。また、刑法の中だけで見ま

しても、没収と申しますのは、刑法では有体物、

あるいはそれを拡大いたしましても権利というよ

うなたぐいのものでございまして、電話というの

もだんだん変わってまいりまして、そういうよう

にについてお伺いしたいと思います。

○園田委員長 山花郁夫君。

しっかりとお願いいたします。

○鎌田委員 ありがとうございます。

○山花委員 民主党の山花郁夫でございます。

森山法務大臣におかれましては御案内のことか

と思いませんけれども、私、亀井静香会長のもとで

死刑廃止を推進する議員連盟の事務局次長をやつ

ておりますので、きょうはそのことに関連をいた

しまして少し御質問申し上げたいと思います。私

は死刑廃止論者なんですが、きょうは、現行のま

まであつたとしても、少し制度の運用として問題

っておりますので、きょうはそのことに関連をいた

しまして少し御質問申し上げたいと思います。私

は死刑廃止論者なんですが、きょうは、現行のま

まであつたとしても、少し制度の運用として問題

があるのではないかと思うところについて何点か

御質問を申し上げたいと思います。

○鎌田委員 議連の方では今、死刑を廃止して、ただ仮釈放

のない終身刑というものを法定しようではないか

という形で今検討をいたしております。三月三十

一日、この間、日曜日ですけれども、亀井会長も

「サンデープロジェクト」というテレビに出てい

るお話をされておりました。

ところ、昨年の暮れのことございますが、

十二月二十七日の件についてです。二名の死刑確

定囚に対して死刑の執行がございました。

前から指摘があつたことかとは思います。が、こ

の確定囚というものは今何十名かいらっしゃると思

いますけれども、この中で、どういう順序で執行

される人というのが定まっていくのかということ

についてお伺いしたいと思います。

○黒澤政府参考人 委員御指摘のように、いろいろな考え方があるうかと思います。

風適法では、これは直罰、直ちに罰則がかかるというわけではございませんけれども、ビラの広告制限区域というのがございますけれども、そこは条例で区域を定めることができるよう、そんなような仕組みもあるわけでござります。

それから、法目的は違いますが、屋外広告物法では、条例で罰則を設けることができる。これは屋外広告物法で、目的が委員の言つておられる趣旨とは違うかもしれません、こんなような仕組みもございます。

地域の実情に応じて、条例をどのようにつくつ

ていくのか。ただ、そういった中で、罰則ですか?

どこで、もう一度警察厅にお伺いします。

地元によつては、このピンクチラシ撲滅に向けたはいいけれども、地元のマスコミからも、何

の役にも立たない条例つくつて何喜んでいるんだ、こんな非難も受けるぐらいです。

さつきも申し上げたように、この実態は地域によつて本当にばらばらなんですね。ですから、地域

が独自にこの回収に自助努力で取り組んでいる。何らかの制度規制、条例規制、法規制が必要だという考えに基づいて、地方で、ここまでや

れる、それを最大限努力して条例をつくつているところがあります。しかし、その条例には罰則を

盛り込むことができない、何の意味もなさない。

このような実態を、きちんとその条例が実効に

即した形になるように委任規定を設ける、そういうことも一つの知恵ではないかと思うんですが、いか

がでしょうか。

○黒澤政府参考人 どうぞお聞きください。

とにかく問題になつています。しかしながら、警

察庁や法務省も関連して、横の連携でもつてこれ

はしっかりと検討していくなくちゃいけない問題だ

と私は信じてやみません。ですから、これから先、

きょうも同じようなこんなやりとりで、私、引き

下がりたくありませんから、最後に、横の連携で

これからこの問題について、利用制限あるいは関

連する法律の運用の問題についてきちんと議論を

していくということを、どちらかの省のどなたか

お答えをいただきたいと思います。本当なら三つ

からそれぞれいただきたいんですけども、時間

がありませんので。

○古田政府参考人 委員の先ほどからのいろいろな御指摘、大変示唆に富む部分がいろいろあると

いうふうに考えております。

この問題につきましては、ただいま警察庁ある

いは総務省の方からもいろいろなお話をございま

したけれども、非常にいろいろなところに関連す

る問題であります。また、刑法の中だけで見ま

しても、没収と申しますのは、刑法では有体物、

あるいはそれを拡大いたしましても権利というよ

うなたぐいのものでございまして、電話というの

もだんだん変わってまいりまして、そういうよう

にについてお伺いしたいと思います。

だれをどういうことは法務省の刑事事務局が決めるということは承知をいたしておりますが、市民的及び政治的権利に関する国際規約、いわゆる国連人権規約でありますけれども、国内法としての性格も持つてゐるわけあります。その第六条に「何人も、恣意的にその生命を奪われない」という規定がありますけれども、国内法としての性格も持つてゐるわけあります。その趣旨からすれば、だれが執行の対象となるかということについてはある程度客観的な基準が必要なのではないかと思うんですけれども、この点、いかがでしょうか。

○森山国務大臣　死刑の判決が確定いたしました場合には、法務大臣の命令によつて執行しなければならないということになつております。原則といたしまして、死刑判決が確定した順に検討を行つておりますので、個々の事案について関係記録を十分に精査いたしまして、刑の執行停止とか再審、非常上告の事由あるいは恩赦を相当とする情状の有無などにつきまして慎重に検討いたしまして、これらの事由などがないと認めた場合に初めて死刑執行命令を発するということになつております。そして、慎重かつ適正に対処しているところでございます。

○山花委員　ちょっとわかりづらいというか、大変お答えも難しいことだということは理解できなさいことはないんですけども、もう少し明確にならないのかなという気もするところであります。

つまり、人の命を絶つという、本当に重要な話なわけでありますから、今までのケースでも、例えば判決が古い順にでもないよう見受けられますが。もちろん今御答弁がありましたように、いろいろな事情をということはわかるんですけれども、もう少し明確にしていただければと思います。これは要望として申し上げておきたいと思います。

ところで、今回の二十七日のうちの一人でありますけれども、長谷川死刑囚が執行をされたわけであります、恐らく個別のケースについては余りお答えいただけないと思いますが、

ただ、今回、ちよとぎよう本を持つてきているんですけども、今市販されているので、「裁判資料　死刑の理由」という本があります。これは、一九八四年から九五年までに最高裁で死刑が確定した四十三件の事件について、犯罪の事実とその量刑理由といふものが収められています。

事実を読むと、大変ひどい、もちろん死刑判決がおりていてる事件ですから大変ひどい事件だと思われるケースが多くありますし、長谷川死刑囚のケースでも、以前一人を一人あやめていて、原田さんの弟さんをやはり保険金を詐取する目的で殺害したということで、死刑判決がおりているわけあります。

死刑の次に軽い刑罰といいますと、もちろん申し上げるまでもありませんけれども、無期懲役ということになるんですが、死刑と無期懲役といふのは、刑罰としてももう質的に全然違うわけでありますし、こういう裁判の資料を読みますと、裁判所も大変慎重に検討されているんだなというふうなことは感じます。例えば加害行為の態様であるとか、あるいは動機であるとか、さまざまなものももつともなことであるとか、被害者もいましんしゃくして決定しているんだと思いますが、恐らく、裁判官としても非常に重大な決断なんだなうなと思っています。

ただ、この四十三件の資料を見てみると、やはり被害者遺族の気持ちということがほとんど漏れなく出てまいります。被害者が極刑を望んでいるのももつともなことであるとか、被害者もいまだ許す気持ちにはなっていないあるとか、そういうふうな言葉が出てまいります。裁判官なんとかの方の判断において、やはり被害者の気持ちなどは一つの大大きな判断要素になるのではないかと思うわけです。

例えば、ほかの事情からすれば無期か死刑かどちらかかなというところでも、やはり被害者がごく普通のケースもあるのではないかと。逆に、先ほど御紹介したのは死刑判決が出たケースですから、被害者の方も許してあげるということを言っている

からということでお期になつたケースも中にはあるのではないかと思います。すべての事件がそうだとはもちろん申し上げませんが、

そうだとすると、被害者遺族のお気持ちというのが分水嶺となるケースもあるのではないかと考えるわけでありますけれども、例えば、判決時においては被害者の遺族の方が加害者に対して極刑を求めるという気持ちだったとしても、その後にいろいろな事情があつて気持ちが変わることもあるわけであります。弟を殺された原田さんの場合には、長谷川死刑囚が後に自分のことの重大さということに気がつきまして、何通も何通も手紙を出すんです、申しわけなかつたという。最初は原田さんも読む気がしないで、全部捨てていたと言ふんですね。あるとき中を見たら謝罪の言葉がいっぱい書いてあって、会つてみたいと思うようになつて、被害者の遺族の原田さんと弟を殺した長谷川死刑囚と何度も会うようになつてから、死刑を執行しないでほしいという気持ちになりましたと聞いております。

実際、もう御存じのことかと思ひますけれども、高村法務大臣のときに原田さんは上申書を出していますね。全部は読みませんけれども、「被害者遺族として彼等に対し望み要求要望する事は決して死刑執行ではなく謝罪、償いだと考えます。生きる存在があるからこそ、そこに謝罪、償う気持ちが生まれるのではないかと考えています。」途中略しますが、「私、一被害者遺族としまして加害者に対し必ずしも死刑を望むものではありません。」ということで、十三年四月十八日に高村法務大臣にこういった上申書を出しているわけであります。

最終的に執行命令を出すのは法務大臣ということになるわけですけれども、こういった被害者の遺族の方のお気持ちというのは、もちろん判決時裁判所は恐らく考慮したんでしょうけれども、その後のこういった事情というのも執行命令を出すに際しては考慮すべき事情であると考えますけれども、いかがでしようか。

○森山国務大臣 今先生もおこしゃいましたよう
に、死刑の判決というのは非常に重大なものであ
りますから、裁判所もその判決を最終的に出す場
合には大変慎重な審理を経て言い渡すものでござ
います。長い間の時間をかけて、また大勢の人の
苦労の末に証拠を固めて、そして捜査を行い、訴
訟が行われて、多分多くの場合二審も三審も経た
上で、最終的にどうしてもこの場合は死刑だと
いうことで決定された判決ということありますので
、法務大臣としては、裁判所の判断を尊重しながら、法の定めるところに従つて、慎重かつ厳正
に対処するべきものであるというふうに考えま
す。

被害者の遺族が死刑執行を望まないからといふ
ことで、死刑を執行できないということにはなら
ないというふうに思いますし、遺族の御希望はも
ちろん死刑執行を判断する上で一つの要素とし
て考慮されることはあり得ると思いますけれど
も、それだけで最終的な決定を動かすということ
は、むしろ適当ではないんじゃないかというふう
に思ひます。

いずれにいたしましても、法務大臣といたしま
しては、法の定めるところに従つて、慎重かつ厳
正に対処するべきものと考えております。

○山花委員 中段から後段部分については、私と
しては余り満足できないお答えだったんですが、
ただ、間に一言、考慮すべき一つの要素であると
いうお話をあつたかと思ひますけれども、ことし
に入りまして、一月の二十八日のことですが、砂
防会館で死刑執行についての抗議集会というもの
が開かれました。

今お話をしました原田さんが講演をされていた
わけですかけれども、そのとき私が写した筆記です
から必ずしもちよつと正確ではないんですねけれど
も、その中で私とても印象に残つたのは、原田さ
んが、自分の弟を殺した殺人の犯人ですかれど
も、長谷川敏彦君と君づけで呼んでいたのが大変
印象に残つておりますが、そのときに原田さんが
おっしゃつていたことです。

○森山国務大臣 今先生もおこしゃいましたよう
に、死刑の判決というのは非常に重大なものであ
りますから、裁判所もその判決を最終的に出す場
合には大変慎重な審理を経て言い渡すものでござ
います。長い間の時間をかけて、また大勢の人の
苦労の末に証拠を固めて、そして捜査を行い、訴
訟が行われて、多分多くの場合二審も三審も経た
上で、最終的にどうしてもこの場合は死刑だと
いうことで決定された判決ということありますので
、法務大臣としては、裁判所の判断を尊重しながら、法の定めるところに従つて、慎重かつ厳正
に対処するべきものであるというふうに考えま
す。

被害者の遺族が死刑執行を望まないからといふ
ことで、死刑を執行できないということにはなら
ないというふうに思いますし、遺族の御希望はも
ちろん死刑執行を判断する上で一つの要素とし
て考慮されることはあり得ると思いますけれど
も、それだけで最終的な決定を動かすということ
は、むしろ適当ではないんじゃないかというふう
に思ひます。

いずれにいたしましても、法務大臣といたしま
しては、法の定めるところに従つて、慎重かつ厳
正に対処するべきものと考えております。

○山花委員 中段から後段部分については、私と
しては余り満足できないお答えだったんですが、
ただ、間に一言、考慮すべき一つの要素であると
いうお話をあつたかと思ひますけれども、ことし
に入りまして、一月の二十八日のことですが、砂
防会館で死刑執行についての抗議集会というもの
が開かれました。

今お話をしました原田さんが講演をされていた
わけですかけれども、そのとき私が写した筆記です
から必ずしもちよつと正確ではないんですねけれど
も、その中で私とても印象に残つたのは、原田さ
んが、自分の弟を殺した殺人の犯人ですかれど
も、長谷川敏彦君と君づけで呼んでいたのが大変
印象に残つておりますが、そのときに原田さんが
おっしゃつていたことです。

面会をするようになった、顔を合わせて話すことが大事なんだな、生きていて初めて償えると彼が思っていることがよくわかるようになつた。執行によってこの事件が終わつたわけではないでありますか、彼らを許しているつもりはないんだ、許しているのではないけれども、彼が望む贖罪をするというその存在を認めよう、そういう気持ちになつた。彼は限られた空間で一生懸命償おうとしている、それをどうして国家権力が断ち切ろうとするのか、おかしいじやないですか。第三者だから被害者感情なんということが言えるんじやないか。高村法務大臣は少なくとも長谷川敏彦君の執行は直ちにはしないと言つてくれた。目の前で申し上げるのもあれですけれども、そのときに、森山法務大臣はおかしいじやないですかと原田さんはおつしやつておつしました。

今回のケースについて言いますと、面会ができないなかつたこと、あるいはこの執行については大変怒りを感じるというふうに言つておつしましたが、

恐らく、裁判所が判断をして、権力分立といふことからすると、行政の長としてはそれは無視する

ことはできないのだというようなお話を、前回、一般論として質疑をさせていただいたときにされおりました。

ただ、法務大臣に最後に執行命令のサインをす

るということが要求されておるのは、これは、判決時とは違つた事情があつたときに、そういうこ

とも含めてもう一度考慮する機会が与えられてい

るのではないかと考えるんですが、ちょっと違つた観点から伺いますけれども、執行命令といふの

は法務大臣が最後に署名しなければいけないとい

うこの趣旨について、いかがお考えでしようか。

○森山国務大臣 申し上げるまでもなく、死刑と

いうのは人の命を絶つ極めて重大な刑罰でござい

ますから、その執行に当たつては、法務行政の最

高責任者である法務大臣において、刑の執行停止、再審、非常上告の事由あるいは恩赦を相当と

する情状の有無などについて慎重に検討した上で

命令を行うことを必要としたその理由だと思います。

○山花委員 ちよつと個別のケースを参考にしながら一般論として伺いますが、執行命令が出た後の外部交通についてでございます。

今回の事件を担当された稻垣弁護士なんですが

れども、恩赦の出願を準備しておりました。ただ、準備していた資料が一つだけ間に合わなくて、長谷川死刑囚に資料の到達を待つかどうかというこ

とを問い合わせる手紙というものを見送しております。昨年十二月の十九日のことであります。

拘置所の説明では、一般論としては翌日の二十

日には届いているものと思われるという回答をい

ただいているようです。稲垣弁護士は、あの筆

まめの長谷川さんが返事を書かなかつたというの

はちよつと考えられないと言つておつします。

私はあつてはいけないことだと思いますが、これ

は本当に書簡を本人に届けてくれたのだろうかと

わかれております。

これはまさか拘置所長が、二十日に例え手紙

が来る、執行がされたのが二十七日ですから、サ

インから五日以内に執行という話になると、二日

ぐらいために拘置所長としては命令が出るのかな

ういうことをある程度わかつて握りつぶしたん

じやないかぐらいいの、まあそろは書いていなないん

ですけれども、そういう気持ちを持つておられる

ようです。

執行命令の前後で、処遇であるとかあるいは書

簡のやりとりについて違いというものは出るんでし

うか。検閲を強化するというようなことがもし

あるのであれば、お答えいただければと思いま

す。私は、あつてはいけないことだと思いますが。

○横内副大臣 死刑の執行命令の前後で、そういう

面会というのが非常に制限されているわけであり

しております。現在では、通常は死刑確定囚との

面会というのが非常に制限されているわけであり

ております。昔はかなり自由に会えていたという話も

聞いております。例えば免田栄さんは御存じです

よね、再審で無罪となつた。免田さんが拘置所で

インコを飼つていまして、インコが逃げちゃつた

んですけど、高校生がそれを拾うんですよ。捕まえ

に遺書を残しております。私、原田さんから御了

解をいただいておりますので、ちょっとその遺書

の一部を御紹介いたしますが、「原田家の皆様

には、生涯、癒し得ない悲しみと苦しみを与え、

今もつて、計り知れないご迷惑をお掛けしていま

す事を、ここに、改めて謝罪し、お詫び申し上げ

ます。」から書き始まる遺書であります。「生きて

罪を償う事を、切にお望み下さった正治様には、

そのご期待に応える事が出来なくて、本当に残念

で、申し訳なくてなりません。」ずっとるる続くん

ですが、「明男さんには、明男さんというの

が、あつたら大変なことだと思いますので。

また違つた論点、面会についてのお話をしたい

と思います。

○山花委員 明確に、ないということですね。万

少なくとも面会については、弁護士、親族以外

面会をするようになった、顔を合わせて話すこと

が思っていることがよくわかるようになつた。執

行によつてこの事件が終わつたわけではないであ

るとか、彼らを許しているつもりはないんだ、許

しているのではないけれども、彼が望む贖罪をす

るというその存在を認めよう、そういう気持ちに

なつた。彼は限られた空間で一生懸命償おうとし

ている、それをどうして国家権力が断ち切ろうと

するのか、おかしいじやないです。

○山花委員 ちよつと個別のケースを参考にしな

がら一般論として伺いますが、執行命令が出た後

の外部交通についてでございます。

今回の事件を担当された稻垣弁護士なんですが

れども、恩赦の出願を準備しておりました。ただ、

準備していた資料が一つだけ間に合わなくて、長

谷川死刑囚に資料の到達を待つかどうかといふこ

とを問い合わせる手紙というものを発信しております。

昨日十二月の十九日のことであります。

拘置所の説明では、一般論としては翌日の二十

日には届いているものと思われるという回答をい

ただいているようです。稲垣弁護士は、あの筆

まめの長谷川さんが返事を書かなかつたというの

はちよつと考えられないと言つておつします。

私はあつてはいけないことだと思いますが、これ

は本当に書簡を本人に届けてくれたのだろうかと

わかれております。

これは本當に書簡を本人に届けてくれたのだろうかと

わかれております。

和三十年代に審議されたときには、そのときの会議

ビ朝日の番組で、検証、死刑は必要か、娘を殺さ

れた母の告白というところでも紹介されておりま

せん。例えば一九八〇年に富山県と長野県で起きた

連続誘拐殺人の被害者の一人、陽子さん、当時十

八歳ですけれども、その母親であります長岡鑑子

さん、こういつたケースもあります。これは一九

九二年の十二月五日、「ザ・スクープ」というテレ

番組で、検証、死刑は必要か、娘を殺さ

れた母の告白というところでも紹介されておりま

せん。され、また、かつて死刑廃止法案というものが昭

和三十年代に審議されたときには、そのときの会議

記録がありますけれども、その年の一月十八日に妻

子を殺された弁護士の磯部常治さん、この方も公

述人として廃止論を述べております。

その中で、「抽象的に申しますならば、私はやは

り死刑廃止に賛成なんあります。廃止論者な

であります。これは、先ほど委員長のおつしやつ

た一月の妻子の、私の被害者の立場、現実に被害

者の立場になつた、その身になつても、なお私は

死刑は廃止すべきだという論なんであります。」

という形で述べられている方もいらっしゃいま

す。かつて、こういつた方がいらつしやつたわけ

であります。

原田さんは、一九九三年に長谷川被告の死刑が

確定して以来、三回、長谷川死刑囚と面会をいた

しております。現在では、通常は死刑確定囚との

面会というのを非常に制限しているわけであり

ております。昔はかなり自由に会えていたという話も

聞いております。例えば免田栄さんは御存じです

よね、再審で無罪となつた。免田さんが拘置所で

インコを飼つていまして、インコが逃げちゃつた

んですけど、高校生がそれを拾うんですよ。捕まえ

に遺書を残しております。私、原田さんから御了

解をいただいておりますので、ちょっとその遺書

の一部を御紹介いたしますが、「原田家の皆様

には、生涯、癒し得ない悲しみと苦しみを与え、

今もつて、計り知れないご迷惑をお掛けしていま

す事を、ここに、改めて謝罪し、お詫び申し上げ

ます。」から書き始まる遺書であります。「生きて

罪を償う事を、切にお望み下さった正治様には、

そのご期待に応える事が出来なくて、本当に残念

で、申し訳なくてなりません。」ずっとるる続くん

ですが、「明男さんには、明男さんというの

が、あつたら大変なことだと思いますので。

また違つた論点、面会についてのお話をしたい

と思います。

○横内副大臣 ちよつと個別のケースによつては、拘置所のある程度の判断によつて可能ではないかと思うんですが、その点、御配慮いただきたいと思うんですが、いかがでしようか。

○横内副大臣 死刑確定者に対する面会につきましても、死刑確定者的心情の安定に配慮をしながらその身柄を確保するという確定者に対する拘禁の目的に照らして、個々具体的な事案ごとに施設の長が決めていることでございます。

一般的には、しかし、御指摘のように、親族との間では原則として自由であるというふうにしております。親族以外でありますと、弁護士の場合は認められておりません。その他の者で必要と認められる者との間でも、これを許可していりますし、また、親族以外でありますと、拘置所長が決めております。その他の者で必ず要と認められる者との間でも、これを許可していります。

場合があるというふうに承知しております。

○山花委員 個別のケースによつては、拘置所長の裁量というか、通達の範囲内で可能だというふうに理解をいたしました。

その後、ちょっと時間も押してまいりましたので、死刑の告知についてお伺いいたします。

長谷川死刑囚に対して、確定後、原田さんは三

回お会いしているんですけれども、その後、多分

拘置所長がかわつたのを契機にしてだと思つて

ますが、会うことができなくなりました。原田さん

が六年ぶりに長谷川死刑囚と再会したのが通夜の

ときであるというふうにおつしやつておられました

。私は、ちょっとこういうのは気の毒だなと思つて

うんです。

長谷川死刑囚は、原田さん、大場知子さんあと

に遺書を残しております。私、原田さんから御了

解をいただいておりますので、ちょっとその遺書

の一部を御紹介いたしますが、「原田家の皆様

には、生涯、癒し得ない悲しみと苦しみを与え、

今もつて、計り知れないご迷惑をお掛けしていま

す事を、ここに、改めて謝罪し、お詫び申し上げ

ます。」から書き始まる遺書であります。「生きて

罪を償う事を、切にお望み下さった正治様には、

そのご期待に応える事が出来なくて、本当に残念

で、申し訳なくてなりません。」ずっとるる続くん

ですが、「明男さんには、明男さんというの

が、あつたら大変なことだと思いますので。

また違つた論点、面会についてのお話をしたい

と思います。

しちやつた人ですけれども、「明男さんは、あの世へ行った時に会わせて頂けると思いますので、その折りには、土下座してお詫びし、この世で果せなかつた償いもさせて頂く気持ちでいます。」

最後ですが、「最後になりますけど、もう一度、心からお詫び申し上げ、そして、お礼申し上げます。本当にありがとうございました。ご無理をなさらないよう、末永くお元気でいて下さい。それは、さようなら。再会の日まで。」というのを残して処刑をされております。

一般論としてこれも伺いますが、その上で、執行当日の朝に告知をされて絶命するまで、昼夜

今までですから数時間のことだと承知をいたしておりませんけれども、一般論として言うと、そのところでおございましょうか。

○横内副大臣 一概にはお答えできないわけありますけれども、死刑確定者本人に執行の告知をしてから執行するまでは数時間程度を要すると承知をしております。

○山花委員 当日の朝にいきなり告知され数時間ということで、ちょっとこれはどうかなと思うのですが、確認をいたしますけれども、こういった遺書が残しているということは、告知後、遺書を書くぐらいの時間は与えられていると理解して

○横内副大臣 死刑の執行の当日、確定者本人に告知をした後、希望のある者に対しましては、遺言を聞いたりとかあるいは遺書を書かせているというふうに承知しております。

○山花委員 こういったことについて、まず、執行当日の朝に告知ということは、私は別に告知を事前にすれば死刑はどんどんやつていなんと言つたりは全くないんですが、ただ、運用として、ちょっと人道的にどうかなという思いがあります。

例えば、当日の朝に告知を受けて、全然心の準備もできていない人もいるでしょうし、あるいはそれでも受け入れる人でも、例えば最後に親族に会いたいとか、そういう希望を述べた人が今まで

かつていなかつたとは思えないわけです。中には恐らくいたんだと思いますよ。最期のお別れができないというのはちょっと余りにもむごいのではないかと思うんです。

このことについて、例えば一九九八年の十一月、国連の規約人権委員会からも、家族らに刑の執行を事前告知しないことは人権規約に違反するとの、政府に対して改善の勧告が出ております。また、これを受けて、その年の十二月三日、当時の中村正三郎法務大臣ですけれども、事前告知をするかどうかを検討するということを答弁されております。

もう四年たとうとしているわけでありますけれども、この点、せめて、告知については運用の話で、ようから、運用について配慮を求めたいと考えるわけでありますけれども、いかがお考えでしょうか。

○森山国務大臣 死刑確定者に対する執行の告知は、御承知の通り、執行当日、執行に先立ち行うものでございますが、一たん執行の告知をした後に親族などとの面会を行わせるということは、死刑確定者の心情の安定を損なうことになりますし、不測の事態を招来することが懸念されますし、また、かえって死刑確定者本人に過大な苦痛を与えたり、親族等に対しても無用の苦痛を与えるのではないかと考えられますので、執行の告知をした後親族等との面会を行わせることは望ましくないというふうに思います。

○山花委員 九八年の法務大臣の答弁より少し後退したような印象を受けます。つまり、当時は、事前告知をするかどうかを検討するという形で答弁されております。

あと、国連規約人権委員会からの、そうは文章では書いてありませんけれども、今は死刑を執行している国の方が、全体としては、國の数だけというと執行している方が少なくなってきたいると思うんですが、その中でも日本のようにこんな急にというケースは極めてまれであるという形で言わわれています。裏を返せば、今言われたような懸念

というのは杞憂ではないかと思うんですが、ちょっと時間があれですので、もう一回、検討していただきたいということを改めて申し上げたいと思います。

最後に御質問申し上げますが、死刑のことに関しては、非常に密室でというか、情報が乏しい、つまり情報公開が非常にされていないのが現実でありますね。私、刑法学者の平野龍一さんからお話を聞いたことがあるんですけど、平野先生も、若いころ僕は見たことがあるとおっしゃっていました。三つボタンがあつて、だれが本当のボタンを押したのかわからぬようになつていてというのを見ましたという話を、私は学生時代に聞いたことがあります。

さつき、冒頭お話ししましたけれども、「サンデープロジェクト」でも刑場の写真が映つて、執行の際の音声を流しておきました。何時何分執行と言って、ばたんという音がして、何時何分終了と。だから、昔はマスコミももしかして撮れていたのかなという気がするんですが、これは、何度も時間がなくなりました。三月二十日に、ヴァエルター・シュヴィマー欧州評議会の事務総長が来日して、一九九七年以降、欧州評議会には日本はオブザーバー参加しているけれども、死刑廃止という価値も共有しているものと思うとおっしゃつておられました。議連の方で懇談をしたんですけど、こういった議論のためにも情報公開が必要だと思いますが、改めて、刑場の視察ということについて御検討いただきたいと思いますけれども、お願いいたします。

ただ、もちろん死刑制度については、きょうこの委員会の中でも、議連に入つていらっしゃる方、あるいはお声かけしたけれども、いや、私は存置論だという方もいらっしゃいましたけれども、皆さん一致して同じ意見だということはありますけれども、個人として見に来るのはちょっとと御勘弁願いたいという話でした。

ただ、もちろん死刑制度については、きょうこの委員会の中でも、議連に入つていらっしゃる方、あるいはお声かけしたけれども、いや、私は存置論だという方もいらっしゃいましたけれども、皆さん一致して同じ意見だということはありますけれども、個人として見に来るのはちょっとと御勘弁願いたいという話でした。

て議論をするためには情報の公開ということが非常に重要なことです。常に重要なことです。永山則夫さんという方がいらっしゃいましたが、その人が持っていたはずのものが返つてこないというケースを指摘されています。この場でそれが本当にかうそかという話をしようというのではなくて、むしろ昔の方が公開されていたんじゃないかなというふうに思われるケースがあります。

一つ、その例として、前から御要望申し上げておりますが、刑場の視察を申し上げているんですけれども、この点、せめて、告知については運用の話で、ようから、運用について配慮を求めたいと考えるわけでありますけれども、いかがお考えですか。

○森山国務大臣 死刑確定者に対する執行の告知は、御承知の通り、執行当日、執行に先立ち行うものでございますが、一たん執行の告知をした後親族などとの面会を行わせるということは、死刑確定者の心情の安定を損なうことになりますし、不測の事態を招来することが懸念されますし、また、かえって死刑確定者本人に過大な苦痛を与えたり、親族等に対しても無用の苦痛を与えられないものと考えられますので、執行の告知をした後親族等との面会を行わせることは望ましくないというふうに思います。

○山花委員 九八年の法務大臣の答弁より少し後退したような印象を受けます。つまり、当時は、事前告知をするかどうかを検討するという形で答弁されております。

あと、国連規約人権委員会からの、そうは文章では書いていませんけれども、今は死刑を執行している国の方が、全体としては、國の数だけというと執行している方が少なくなってきたいると思うんですが、その中でも日本のようにこんな急にというケースは極めてまれであるという形で言わわれています。裏を返せば、今言われたような懸念

○山花委員 そういうことですので、ぜひ委員会としてやつていただきたいという御要望を委員長にも申し上げますとともに、法務大臣には、ことは抗議に行かなくていいような年になりますよう要望を申し上げまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○園田委員長 西村眞悟君。

○西村委員 引き続き、御質問いたします。

前回、拉致の問題についての質問に対する御答弁は、これは政府全体として真剣に取り組まねばならない、現在、副大臣を中心としたプロジェクトチームができて、そこに法務副大臣も参加している、適切に対処すべくスタートをしておるという趣旨の御答弁をいただいております。したがって、大まかなところ、政府全体として取り組まねばならないこの拉致日本人の救出問題に関して、具体的に法務省として何を進めようと考えておられるのかということを大臣にまずお聞きしたいと存じます。

○森山国務大臣 北朝鮮による日本人拉致容疑事案問題に関するプロジェクトチームというものが、関係省庁間の情報交換等、緊密な連絡調整を図ることを目的といたしまして設けられまして、関係副大臣等を構成メンバーとして副大臣会議に設置されたというふうに承知しております。法務省としての対応のあり方などを検討していくことにいたしております。

○西村委員 そこで、横内副大臣が参加しておられるので、可能な限りお伺いしたいんですけども、このプロジェクトは具体的にどういう課題を今検討しておるのか。法務省からかかる提案をし、法改正をも含めた議論が果たしてなされておるや否やという進行状況について、法務省サイドからどういう提案をされているのかについて御答弁いただきます。

つきましては、現在まで二回、一回目は三月の十九日、二回目は三月の二十九日というふうに、二回開催をされております。

今までの二回では、拉致の疑いのある事案の概要だと、あるいは外務省から、日朝国交正常化交渉とか日朝赤十字会談の交渉の状況といったことを関係の省庁から説明を受けまして、意見交換を行つてあるというところでございます。なお、三月二十九日に開催された二回目の会合で、さらに、そのプロジェクトチームの下に、関係各省庁の担当者間の情報交換等を行う場として、関係省

府連絡会議の設置ということも決めたところでございます。このプロジェクトチームの会合での具体的な内容、今提案はどういう提案をしたかというような御質問であります。具体的な内容、詳細につきましては、捜査の中身にかかわることでもありますし、また、これから外交交渉を適切に進めていかなければならぬということからしまして、取り扱いには細心の注意をする必要があるということで、プロジェクトチームの会合の席上でも、お互いに細心の注意をしようという申し合わせをしておりまして、これを明らかにすることについては差し控えさせていただきたいというふうに思います。

○西村委員 御趣旨、よくわかります。しかし、プロジェクトができたのはいいこととして、例えば万景峰号とか、在日の方が物を持つて帰国するということをどう規制していくのかということは、政府全体から、各役所から出たプロジェクトを組まなければスマーズに進まない問題ですね。ということは、法務省単品、また外務省単品では解決できない問題を、今私が例に挙げた問題も含めて検討しておると承知してよろしいんですね。

○横内副大臣 検討の内容につきましては、繰り返しになりますけれども、この会合の場で安倍副

長官からも、そういった交渉その他非常に機微にわたることもあり、お互にひとつ十分注意を

しながら扱つていこうという申し合わせでございまして、お答えはぜひひとつ差し控えさせていただきたいと思います。

○西村委員 新潟県庁には、「横田めぐみさんらが無事戻つくることを願っています。北朝鮮による拉致疑惑の解決は県民の願い」と掲げておるのですね。こういうことで、例えば北方領土返還の垂れ幕を掲げている官庁もありますね。領土と國民があつて國があるわけですから、今この問題でプロジェクトを組むに当たつて、例えばこういうこともいいんですよ。領土のことを垂れ幕に掲げておるんだから、どこか外務省のところに掲げたらよろしいとか、そういうことも含めて、この

垂れ幕のこと、おもしろいアイデアでっせ。新潟県に垂れ幕が掲げてあるから、前の外務大臣が、拉致問題はどうですかと聞かれて、いや、私は県会議員ではありませんと答えた。その答えの通りには細心の注意をする必要があるということがきっかけになつたかもわかりません。したがつて、我々の中央省庁の壁に、拉致日本人は国家の主権の侵害であり人権侵害である、これは許さない、一日も早い救出の努力は国民の悲願である、こういうふうな垂れ幕を掲げれば、この問題は一

新潟県の問題ではない、全国民の国家的な願いだということが垂れ幕一つのことで明確になると思いますので、要望しておきます。よろしくお願いいたします。

○西村委員 御趣旨、よくわかります。

○中尾政府参考人 お答え申します。

私は前回、再入国の問題についてちょっと取り上げさせていただきまして、事実の前提として、一年間に在日の朝鮮人の方が何人、日本から出国し、また入国しておるのか、この概要を、北朝鮮からの新規入国者も含めて、数字でお教えいただけますか。

○中尾政府参考人 お答え申しますが、一応これ

は、日本に在留する朝鮮半島出身の特別永住者であつて、韓国旅券によらず出入国する者という限度で申し上げさせていただきたいと思います。

昨年、平成十三年度で、再入国許可による出国者は一万二千二百四十人でございます。逆に再入国許可による入国者は、平成十三年が一万三千七百四十三人でございます。

次に、北朝鮮からの新規の入国者数でございますが、平成十三年が二百五十四人であります。概略、大体各年度もこの前後の数字にこの数年なつておるところでございます。

○西村委員 ありがとうございます。

○中尾政府参考人 特定個人の問題でございますので、プライバシーに係ることでありますので、朝鮮総連幹部が一年間に何回ぐらい往復しておるのか、朝鮮総連幹部が何回ぐらい往復しておるのかということがあります。

○西村委員 この中で、許宗萬という朝鮮総連の実質上最高幹部が一年間に何回ぐらい往復しておるのか、朝鮮総連幹部が何回ぐらい往復しておるのかということがあります。

○西村委員 お答えできますでしょうか。

○中尾政府参考人 お答えできますでしょうか。

○西村委員 最近、私の耳にも入るのですが、許宗萬といふ朝鮮総連の最高幹部が北朝鮮に行つて、また帰ってきた。金正日書記と会見をして、金総書記から指示を受けた。その指示の内容は、破綻した朝銀の受け皿銀行に近く投入される我が国の公的資金をできる限り北朝鮮に送金せよ、持つて帰れという指示であったということは、私の耳に入りますが、警察の方も察知しておられるのかどうか、真実なのかどうか、お伺いしたいと思います。

○漆間政府参考人 警察としましては、公共の安全と秩序の維持という責務を果たす観点から、北朝鮮及び北朝鮮と密接な関係を有する朝鮮総連の動向については重大な関心を持つておるところであります。その一環として、委員御指摘の会見が行われたということは承知しておりますが、その具体的な内容につきましてお話しすることは、今後の警察活動、全般的な情報収集活動にも影響が

生じますので、把握しているか否かも含めまして、答弁は控えさせていただきます。

○西村委員 同様の観点からまたお伺いしますが、金融監督庁は破綻した朝銀の受け皿銀行が朝鮮総連の支配ないし影響下にないことを前提にして公的資金を投入する、反対からいうならば、支配関係があれば投入できないんだという判断で投入していくんだろう。既に六千億円が投入されておるという前提で、警察としては、今のお答えを含めて、この受け皿銀行が朝鮮総連といかかる関係にあるのか、全く無関係で、純粹なる日本の金融機関として機能しておるのか、そうではないのかということについても重大な関心を持つて対処していただきたい、このように要望されたのは当然でございますが、それ以外にも十分な情報収集を行つていただきたい、このように要望いたしましたが、警察としての御答弁をお伺いいたします。

○漆間政府参考人 警察としましては、いわゆる朝銀については朝鮮総連と密接な関係にある団体であると認識しております、お尋ねの受け皿の信組に関しましても、朝鮮総連との関係につきまして引き続き重大な関心を持つて情報を収集しているところであります。

○西村委員 次に、再入国の許可についてちょっと伺います。

法的に再入国を許可するか許可しないかは国家の自由裁量である、これが原則である、これはよろしいでしようか。

○中尾政府参考人 そのとおりでございます。

○西村委員 それで、前回御質問させていただいたときの大臣が引用された法律は、平和条約国籍離脱者及びその子孫については我が国が特例を設けておる。つまり、かつて我が國・日韓併合時代にあつた朝鮮半島の人たちは、そのときに日本にいたならば、そしてその子孫が今、日本におるということですから、平和条約国籍離脱者及びその子孫に当たるわけであります。この特例がある。

大臣のお答えでは、こういう特例があるので、一律には再入国を原則の自由裁量に従つて許可しないことは難しいのだとお答えになつたの

で、ちょっと調べてみると、どうもこれは一律にはできない、個別的にはできるという問題で

はないで、ある意味では、今まで一切再入国については日本国政府は許可しないということは言えなかつたのではないか、こういうふうに思うのです。

○中尾政府参考人 お答え申し上げます。

委員御案内のとおり、法務大臣は、特別永住者に対する再入国許可に関する入管法の適用に当たりましては、特別永住者の本邦における生活の安定に資するという入管特例法の趣旨を尊重するものとされておりますので、これにのつとつて運用しております。

実際のところ、特別永住者の再入国許可につきましては、特別永住者以外の一般の在留外国人に比べまして長い有効期間を定めることができることになります。

○西村委員 ちょっと細かいことになつて恐縮なんですが、今まで、これは許可しない、平和条約国籍離脱者及びその子孫について再入国を許可しないという事例がありましたか。きのう言つていなかつたので恐縮ですが、今わかれはお教えください。

○中尾政府参考人 平成十二年度の資料しかないので申しわけございませんが、平成十二年度で六十五件不許可にしております。

○西村委員 不許可六十五件の事例があるということで、その再入国は国家の自由裁量であり、その上に特例が乗つているという原則が守られておるわけでございます。したがつて、大臣にお伺いしてお答えいただきたいのは、平和条約国籍離脱者等の出入国管理の特例法を前提にしても、拉致された日本人の救出のために、例えば重要な情報

度に転換していただきたいなということでありますが、大臣の御見解はいかがですか。

○森山国務大臣 特別永住者につきましては、その歴史的な経緯及び我が国における定住性にかんがみまして、その法的地位の安定化を図るとの入

管特例法の趣旨を尊重して、その者の海外渡航が円滑に行えるよう配慮した上で再入国の許可を行う必要があるというふうに考えております。

入管特例法第十条に定める再入国の特例は、このような趣旨から規定されたものと承知しておりますが、現在においても合理性と必要性が認められるのではないかと思っております。

〔委員長退席、漆原委員長代理着席〕

○西村委員 御説明はわかるんだけれども、こ

らこの法律があるわけです。ということは、朝鮮半島にある国と我が国は特殊な関係にあるという前提なんですが、歴史的なことはともかく、現在においては余りにも違ひ過ぎる。そして、アメリカの認定では、テロ国家であり悪の枢軸であると。

○西村委員 そして、現実に北朝鮮によって日本人が拉致されており、北朝鮮のテロ組織ミサイルは日本に照準を当てておる、こういうふうな、現在の国家を前提としては余りにも違うではないか。ただ日本だけが、現在の状況を見ずには、出発点の二十世紀前半の特殊な関係だけで、五十年以上経過したこの現在の特殊性から目をそらして、特例をまだ堅持している。

○園田委員長 木島日出夫君。

○木島委員 日本共産党の木島日出夫です。三月二十日の当委員会に続きまして、鈴木宗男議員の私設秘書、コンゴ人ムラアカ氏の日本への在留資格の問題に関してお聞きをいたします。

まず第一に、法務省入管局が九四年五月十六日に、ムラアカ氏に対して公用への在留資格変更をした件についてあります。

前回、私は、鈴木宗男議員の私設秘書、ムラアカ氏の在留資格が九四年五月十六日に、それまでの人文知識・国際業務から公用に変更され、在留期間が一年からデュアリングミッションに変更された問題を指摘いたしました。そして、ムラアカ氏は當時公用の旅券も持つておらなかつた、さらに、日本の外務省が、ムラアカ氏が公務に従事している者であるとの口上書の接受もしていない、

そういう人物に対して公用の在留資格を付与したことに対する基本的な、根本的な疑問を呈したわけでありますが、法務省入管局は、本来十年保存しておるべき審査記録を五年以上たつたからという理

定されたものでございますので、我が国政府だけの都合によって一方的にこれを改正するということは、国際約束の観点から難しいのではないかと思います。

○西村委員 時間が余りましたが、これで終わります。

○中尾政府参考人 先ほどの件で、再入国不許可の件数を六十五件と申し上げましたが、これは全體の不許可件数でございまして、その中で朝鮮の方が何人入つているかのところはちょっと今手元にございませんので、全体で六十五件と。再入國許可の総件数は、申請件数は大体年間五十万件でございますので、それの六十五ということで御理解いただきたいと思います。

〔漆原委員長代理退席、委員長着席〕

○西村委員 質問をやめるという前提が今狂つてしまつた。再開しようと思つても、やめると言つてしまつたから、やめます。

○西村委員 ありがとうございます。

由で廃棄したという答弁で、まともな答弁ではありませんでした。

前回の質問で、法務大臣はこの問題に対する調査を約束されましたが、調査されましたか。どんな調査をしましたか。調査結果はどんな状況でしたか。

○森山国務大臣 平成六年五月十六日のマルアカ氏の公用への在留資格変更許可に關しまして、本年三月二十二日以降、平成六年当時の審査担当者等を調査いたしました。

その結果、まず、本件の在留資格変更許可に関し鈴木宗男議員の関与があつたのではないかといふ御指摘がございましたが、そのような事実は確認されませんでした。本件変更許可は適正に行われたものと認められます。

その次に、本件マルアカ氏に係る在留資格変更許可申請書類は、所定の手続に従いまして、平成十二年一月に他の外交、公用への変更許可申請記録とともに廃棄されているという旨の報告を受けております。

○木島委員 私が疑問を呈した最大の問題は、公用への在留資格変更が行われた九四年五月十六日と全く同じ日付の、鈴木宗男議員作成名義の東京入管局長あて労働ビザ発給申請書のコピーが現にこの我が国に、この国会にも出回っているということあります。政治家から在留資格に関する要請があつたとすれば、当然、上級公務員の関与が考えられるわけがあります。

そこで、今、調査結果の報告がありました。が、法務省は、本省の入管行政に關与していた者、また、今審査担当者から事情を調査したという趣旨の答弁をされました。が、肝心の当時の東京入管局长、また次長、その下に位する審査の最高幹部である審査監理官、こういう上級官僚から事情はきつと聴取したんですか。

○中尾政府参考人 お答え申し上げます。

委員の御質問の関係者につきましては、その必要が認められないことから、事情は聴取しております

ません。

この点につきましては、先ほど委員御指摘いたしました平成六年五月十六日付の鈴木宗男議員の「東京入国管理局御中」と題する文書があるがゆえに、当然そういう者のところに働きかけがあつたのではないかという前提でお話をいただいたわけでありますけれども、このような文書自体、私どもの方の東京入国管理局の方に提出されたかどうかということも確認されておりませんし、なおかつ、その後、委員の御指摘を踏まえまして、この文書そのものが果たして提出されたかどうか等について検討いたしました。そもそも、この文書の体裁そのものから考えまして、提出されない可能性の方が高いのではないかというふうな見方もできるのではないかという結論に達しました。

すなわち、この文書の上の方には、N.O. ○○四一C.O.N. S.P.一九四と書いてあります。このC.O.N. S.P.というのは多分フランス語だろうと考えられます。このC.O.N. S.P.というのは、フランス語の場合であるということにすれば、極秘ということになろうかと思います。極秘と書いてある当該文書が東京入国管理局の方に出されているというよりは、むしろ出されていないのでないかという疑いを私ども持っております。

それからもう一点は、そもそもこの文書がマスコミその他に出てきた経緯にかんがみますと、ザイエル日本通商代表部の元理事長が持つておつたものを朝日新聞の方に出した、その旨の報道が

本年の三月十一日にあつたということです。それで、何ゆえにそこ元理事長がこれを持つておるのかということになりますと、かえつて出されなかつたのではないかという憶測を私どもは持つておる、こういうことでございます。

○木島委員 法務省の本省の入管行政に關与していた者、また当該東京入管局の局長、次長、審査監理官という上級官僚からの調査はしていないといふ明確な答弁がありました。調査はございません。

私は思います。

必要が認められないと今局長は答弁をいたしました。

したが、私は、このときの在留資格変更がおかしいのではないかという指摘は、何も同日付の鈴木宗男作成名義に係る文書のコピーが出来ていて、公用の旅券も持つていなかつた、そして、当時の大使館の勤務員であるという口上書の接受を日本外務省はしていないんだ、そういう身分の者に對して、公用の在留資格が付与され、そして、デュアリングミッションという在留期間、もう特権ですよ、こういうものが付与されたことに根本的な疑問を提起したわけです。

常識的に、私も入管行政をよく承知しておりますし、幾つかいろいろかかわったこともあります。が、政治家からこういう問題が指摘をされますと、日本の入管行政、まことに不透明なところがありまして、これはもう通常の東京入管局の担当審査官が審査する事項じゃないんですよ。本省の入管局の幹部、そういう者がかかわってくるんですよ、在留資格の問題については。だから、そこを調査しなければ、どんな形で鈴木宗男議員が関与したのかしないのか、真相は出てこないということを私は前回指摘したんですよ。

入管局の幹部、そういう者がかかわってくるんですけど、在留資格の問題については。だから、そこを調査しなければ、どんな形で鈴木宗男議員が関与したのかしないのか、真相は出てこないということを私は前回指摘したんですよ。

○木島委員 大がかりで多数の者から調査したと答弁されました。私が提起しているのは、政治家が絡んでいるんじゃないかという指摘です。

この種の問題で政治家が絡めば、その在留資格を付与すべきかどうかについて、本省の幹部、また東京入管局でも局長、次長、上級審査官、そういうトップの者が判断するんじゃないかと私は指摘しているんで、たくさんの方から調査したと言うけれども、肝心かなめのその人たちからの調査をしていない。さつき局長が答弁したとおりで、これはまさに調査はずさんだ、引き続きそういう立場にある者から徹底した調査をしてもらいたいということだけきょうは求めておきまして、次の問題に進みます。

第二は、九九年二月の鈴木官房副長官の要請で、マルアカ氏の公用在留資格で私設秘書などの活動ができるよう、法務、外務両省局長間の交渉が行われた件についてであります。前回の法務委員会で私は指摘いたしました。文書も皆さんに配付をいたしました。

九九年二月十七日、外務省天江中近東アフリカ

更許可申請書類については、その在留期間の更新がないのでこれを利用することはございませんので、別途一括保管してあります。平成十二年一月に、本件マルアカ氏に係る申請書類も、保存期間の二分の一以上を経過しまして、保存の必要がない文書と認められたことから、東京入国管理局より廃棄されたという報告もございました。

そのとき廃棄された文書は、段ボール箱千二百箱分の文書だったというような報告もございました。

そのようなことで、徹底的に調査をいたしましたのでございますが、当時の担当の首席審査官、統括審査官、上席審査官から、本件については、鈴木議員等からの関与があつたという事実は確認されませんで、適正に処理がなされたと認められるというような報告を受けているわけでございました。

そのようなことで、徹底的に調査をいたしましたのでございますが、当時の担当の首席審査官、統括審査官、上席審査官から、本件については、鈴木議員等からの関与があつたという事実は確認されませんで、適正に処理がなされたと認められるというような報告を受けているわけでございました。

そこで、今、この調査は非常に大がかりに、徹底的にやつたつもりでございます。

三月二十二日、二十五日及び二十六日の三日間にわたりまして、東京入国管理局職員延べ四十八人を動員いたしまして、東京入国管理局本局及び同局の文書が保管されている立川出張所の倉庫などにおきまして調査を実施いたしましたと報告を受けております。

入国管理局におきまして、公用への在留資格変

局長が、マルアカ氏の活動に関する相談と題する、そういう趣旨の文書を持参いたしましたし、当時の法務省竹中入管局長を訪問し、マルアカ氏が公用の在留資格を保持したまま、白鷗大学等での講義や、鈴木副長官の私設秘書として活動をして、少ないけれども収入を得ている、こういう事実を認めてほしい、こういう相談であつたわけであります。

このいきさつについて、外務省にまず聞きますが、この間、外務省は当時の天江中近東アフリカ局長から詳しい事情聴取をしておりますか。

○小田野政府参考人 御説明申し上げます。当時の中近東アフリカ局長でありました天江局長より累次情報を聞きいたしました。

それから、今、委員の方から、冒頭、鈴木議員の依頼によってというふうな御発言がございましたが、マルアカ氏よりの依頼に関しましては、鈴木議員の関与があつたとは承知しておりません。

○木島委員 前回も、私の質問に対し、相談はマルアカ氏からあつたと。しかし、竹中入管局長から知恵を受けて、報告は鈴木官房副長官にしたという答弁がここで出たわけあります。

そのことを前提にして、前回付しました「ジョン・ムウェテ・マルアカ氏の活動に関する相談」、その文書はだれが作成したんですか、外務省。

○小田野政府参考人 当時の天江局長の指示によりまして、担当者がタイプを打つたというふうに承知しております。それで、実際に書きましては、天江当時の中近東アフリカ局長でございます。

○木島委員 はつきりしない答弁ですが、この文書は全部天江局長の指示でつくらせた、そう聞いていいですね。

○小田野政府参考人 私どももそういうふうに承知しております。

○木島委員 文書を読みますと、マルアカ氏が公用の在留資格を持ちながら種々の収入を得る活動

をしてきたことが具体的に書かれております。四つ指摘されております。

(イ) コンゴ民主共和国通商代表部代表としての種々の活動。

(ロ) 栃木県の白鷗大学で六ヶ月の契約で非常勤講師として週に一回アフリカ関係論に関する講義(講演)。

(ハ) 鈴木内閣官房副長官の私設秘書としての活動。

(二) 東京電気大学で電気工学に関する研究。

なお、上記(ロ)及び(ハ)については報酬を受け取っている由。白鷗大学からは月四万五千円受領しております、私設秘書としての収入は一定しない由。同人に依れば税金もきちんと払っている由。

このようないい記載がございます。

そこで、法務省に入管法の基本原則をお聞きいたします。

本人は、当時、公用の在留資格がありました。

公用の在留資格では、入管法で資格外活動の許可がなければこのような種々の収入を得る活動はできない、そういう基本原則である。間違いございませんか。

○中尾政府参考人 そのとおりでございます。

○木島委員 資格外活動の許可を法務省入管当局から得ないでこういう活動をすれば、入管法上は違法な活動になるわけであります。

そこで外務省にお聞きをいたします。

入管法上違法な活動をしていました。まさに外務省

の中近東アフリカ局長が書いた文書に書かれました。

したのは別でございますが、中身そのものにつきましては、天江当時の中近東アフリカ局長でございます。

○木島委員 はつきりしない答弁ですが、この文書は全部天江局長の指示でつくらせた、そう聞いていいですね。

○小田野政府参考人 私どももそういうふうに承知しております。

○木島委員 文書を読みますと、マルアカ氏が公用の在留資格を持ちながら種々の収入を得る活動

と私は思いますが、外務省、どうでしようか。

○小田野政府参考人 御説明いたします。

まず、外務省は、現行の法制度のもとでは、本

人がどのような旅券を持つているか、あるいは状況になってしまいます。

その中で、鈴木議員がマルアカ氏を私設秘書として雇用したわけでございますけれども、これに

ついては、まさに雇用主がどのような人物を雇うかということについては、第一義的に鈴木議員の側の御判断であつたというふうに承知しております。

○木島委員 とんでもない答弁じゃないですか。

外務省の中近東アフリカ局長がつかった文書で、前回の質疑応答の中で、これはマルアカ氏からの陳述でつかったというのを推測できますよ。外務省の中近東アフリカ局長がつかった文書の中に、このマルアカ氏はコンゴ民主共和国の通商代表部の代表であると同時に鈴木官房副長官の私設秘書だと書き込んでいるじゃないですか。そんなの、外務省がどんな旅券を持った人物かつつかめないなんという答弁では、答弁にならぬじゃないですか。

○木島委員 今答弁で認めましたが、この文書に、彼は公用の在留資格を取得していると書いてあります。公用の在留資格といふのは、入管法を知つていれば常識です、コンゴ政府のために公務に従事する者なんですよ。それが日本の官房副長官の私設秘書と両立するはずがないのです。

○木島委員 今、最後によく認めましたがね。

それでは、続いて聞きます。

天江局長はなぜ、入管法上も違法だ、そして両

国関係の間でも外交関係でも異常なこういう状態を是正するんじゃなくて、何で逆に便宜を図るような行動をとつたのか、調査しておりますか。調査結果を報告してください。

○小田野政府参考人 当時の中近東アフリカ局長が法務省に対しましてこのような照会を行つた背景には、マルアカ氏が我が国とアフリカ諸国との根レベルの友好関係の促進に活発な活動を行つてゐるというふうに同局長が認識していたという

ことがあつたと承知しております。

○木島委員 そんな程度の活動をした者に対するこんな便宜を与えるのですか。

ことしの三月に外務省が、コンゴ民主共和国政

府から伝えられた事実として、重大な事実を発表いたしました。今マルアカ氏が持つている外交旅

アカ氏が、当時の中近東アフリカ局長に対しまして、大使館に勤務しているというふうに述べております。

つまりして、それが今のメモのところにも書いてございます。

したがいまして、マルアカ氏が鈴木議員の私設秘書や大学講師という職務を兼職し報酬を得てのことと、それから、外交関係に関するウイーン条約の第四十二条によつて禁じられている、本人の申し立てで言う大使館に勤務しているという部分でございますが、外交官の個人的な利得を目的とする職業活動及び商業活動との関係について、当然のことながら同局長としては疑問を抱いてしかるべきであつたと考えます。同局長がこの点を何ら問題視しなかつたということは、認識が足らなかつたと言わざるを得ないと思います。

○木島委員 今答弁で認めましたが、この文書に、彼は公用の在留資格を取得していると書いてあります。公用としての在留資格を立てるのですよ。その者の地位と、日本の政治家、官房副長官の私設秘書と両立するはずがないのです。

アカ氏が、当時の中近東アフリカ局長に対しまして、大使館に勤務しているというふうに述べてお

ることと、それから、外交関係に関するウイーン条約の第四十二条によつて禁じられている、本人の申し立てで言う大使館に勤務しているというふうに述べてお

券は偽造だ、そして、彼が當時持っていた公用旅券は、九八年十二月以降流通を終えており、もはや有効ではない、これがコンゴ民主共和国政府から外務省に伝えられた内容であります。

そうすると、九八年十二月以降、彼が持っていた公用旅券というのもう有効ではない、流通を終えていることが今明るみに出されたわけであります。九九年二月の時期というのは、この前後関係で言えば、もう有効な公用旅券ではないというその後ですね。

もう一つ言いましょう。

この二〇〇〇年以降、実は、コンゴ民主共和国の在東京の大使館の臨時代理大使の地位をめぐつて、一方のンガンバニものとの臨時代理大使と、そして新しく任命をされてきたングウェイ、そしてその後のムキシ氏と、物すごい権力闘争が行われ、かぎをどっちがとるかとか、入居を認める、認めない、大変な紛争が二〇〇〇年に発生しているのです。その紛争に対し、もう事実は外務委員会等で明らかであります、鈴木宗男氏もこのマルアカ氏も、当時の外務省の一部幹部と一緒になってンガンバニ氏の側について、ングウェイ氏やムキシ氏の大使としての地位を、臨時代理大使としての地位を妨害する物すごい内政干渉、国際的に恥ずかしいような、片割れについて内政干渉を翌年二〇〇〇年から始めているのです。その前の年の出来事ですね。だから、私は、これは重大な問題だということを改めて指摘しているわけであります。

今のお外務省の局長の、そんな程度の活動でこの人物に便宜を図るなんということは、到底理解できないことを当時の外務省はやつたということを指摘しておきたいと思います。

前回、三月二十日に皆さんにお渡しした私の資料によりますと、文書に書いてあること自体が入管法違反ですから、本来、竹中当時の入管局長は、これは違法だ、そのことを指摘して、その違法に対する法的措置を速やかにとるのが法務省として

のるべき態度ではなかつたでしようか。今から振り返つてみてどうでしようか。

○中尾政府参考人 御質問の点にお答え申し上げます。

今から振り返つて当時の対応がどうかというところでございます。冷静に考えてみればやや厳正さを欠いたかなという印象は持っておりますけれども、ただ、これは非常に難しい問題がございまして、当時、マルアカ氏が日本人の女性と婚姻をして、日本人配偶者として申請をすれば間違いでので、日本人配偶者としての実態を有しておりますので、日本人配偶者として申請が可行

なくその資格が与えられ、しかも、その活動 자체が制約のない活動ができるということでございませんので、そういう事情もありますと、ややその辺のところも考慮されたのではないかというふうに考えます。

○木島委員 おかしな話ですよね。そんな、日本人配偶者がいるなんということは、この文書には何にも書いていないんです。何でそんな便宜を図るためにいろいろな知恵を当時の入管局長がしたのか。そのこと自体がまことに異常だ。この書いてあること、文書そのものの中に違法なことが書いてあるんですよ、本来活動ができない資格外活動をしていたということですからね。その違法は正措置を全くとらないで、日本人妻がいるから何か便宜を図るそだなんて、そんな態度を当時の入管局長がしていたこと自体がこの問題の異常さを浮き彫りにしていると私は指摘します。

それじゃ、統一して、時間が迫つておりますが、

○中尾政府参考人 お答え申し上げます。

このとき、この再入国許可申請手続で使われた旅券は、外務省が先日コンゴ民主共和国から伝えられたいわゆるD一二三二八八の偽造と指摘されたパスポートであると思われますが、その事実は間違ないでしようか。これは法務省。

○小田原政府参考人 ムルアカ氏の在留資格の問題につきまして、九九年三月一日、外務省の当時の中近東アフリカ局長より鈴木内閣官房副長官に

対しまして行つた説明の内容については、当時の

関係者であります中近東アフリカ局長、アフリカ第一課長、その他当省関係者から累次にわたりま

して聴取を行いました。

その結果、これら関係者の記憶はいずれも極め

てあいまいであります。鈴木副長官に対する説

明の内容及び副長官の反応等の具体的なやりとり

について、外務省として事実関係を確定するには至りませんでした。

○木島委員 では、一回だけは別にしてもいいで

しょう。私の調べでは四回ですが、今の答弁は、

十月以降というと三回、二〇〇〇年十月六日、二

〇〇一年八月三十一日、二〇〇二年一月十七日。

いずれにしろ、相手国政府、発行権限を持つて

いる政府が偽造だと指摘して通知してきた旅券が

使われて再入国手続が行われた。そうなると、こ

の再入国許可手続

これは入管法上違法になります。

○中尾政府参考人 お答え申し上げます。

これは、竹中局長と天江局長のバイの話でございましたので、当時、竹中局長の方から検討方指

示を受けた担当者が、まず竹中局長に対しまし

て、マルアカ氏の、通商代表部の代表、大学の非

常勤講師、私設秘書としての活動が、同人の現に

有する在留資格、公用の活動の遂行に当たりその

妨げにならぬことが口上書等によつて立証され、いたという事実も伝えられたわけであります。外務省が文書を発表しております。

そこで、私の調査によりますと、マルアカ氏は、二〇〇〇年三月まではもう失効しているという

ことであります。失効した二〇〇〇年三月一日以降、四回にわたつて再入国許可の手続をとり、出国、入国をしております。一、二〇〇〇年三月十五日、二、二〇〇〇年十月六日、三、二〇〇一年八月三十一日、四、二〇〇二年一月十七日、これは出国であります。その後に、当時、再入国しているんですが。

○木島委員 前回私の質問に対し、天江局長は法務省から

の回答に関して、九九年三月一日、鈴木官房副長官に報告したと答弁をいたしました。しかし、ど

んな説明をしたか今確認中だというのが、前回、

三月二十日のここでの外務省の答弁でした。調査

しましたか。そして、その結果どんな報告をした

んですか。答弁願います。

○木島委員 そこで、じゃ、外務省に聞きます。

○中尾政府参考人 お答え申し上げます。

先ほどちよつと私勘違いして、四回とも委員御指摘のとおりD一三二二八八でございます。

それから、次の点の法的評価の関係についてお答え申し上げます。

この点につきましては、これは一般論で申し上げることにならざるを得ないんですが、仮に偽造旅券であつて、その偽造旅券を行使して本邦に入国したということが判明した場合には、それは不法入国ということになります。したがいまして、不法人国になりますと、当該上陸許可は取り消されるということになります。

○木島委員 時間ですからもう終りますが、今、一般論として答弁されました。しかし、既にこれは一般論では済まない状況になつてゐるんです。それは、民主共和国政府から日本の外務省に対してこれは偽造であるという通告があり、外務省はその旨法務省に伝えていたはずです。相手国政府、発給権限を持つた政府が偽造だと言つてゐるんですから、具体的などういう形態での偽造だったのかは調査する必要があるでしょう、しかし、相手国政府のその通告には拘束されるはずです、日本の外務省も法務省も。

ですから、少なくとも彼の今の在留資格、再入国許可手続に関して、法務省入管当局としては、彼から事情聴取をし、そして、違法であれば法的措置をきっちりとするべきだと私は思いますが、答弁を求めて質問を終わります。

○中尾政府参考人 お答えを申し上げます。

この関係につきましては、既に私どもの方で、委員御指摘の点も含めまして、所要の調査を進めているところでござります。

一点申し上げたいのは、コンゴ民主共和国の口上書の方で偽造だといふにされている点でござりますけれども、これは原文自体がフォードキユマということで、フランス語でフォードキユマ

というのを偽造文書ということで訳した上で私がいたしておりますけれども、フォードキユマの解釈として、法的な偽造だけじゃなくてそれ

以外のものも含むと一般に言われているところでござりますので、その根拠等につきまして、外務省を通じまして調査を今鋭意していただいている

ところ、御理解賜りたいと思います。

この点につきましては、これは一般論で申し上げることにならざるを得ないんですが、仮に偽造旅券であつて、その偽造旅券を行使して本邦に入国したということが判明した場合には、それは不法入国といふことになります。したがいまして、不法人国になりますと、当該上陸許可は取り消されるということになります。

○木島委員 時間ですからもう終りますが、今、一般論として答弁されました。しかし、既にこれは一般論では済まない状況になつてゐるんです。それは、民主共和国政府から日本の外務省に対してこれは偽造であるという通告があり、外務省はその旨法務省に伝えていたはずです。相手国政府、発給権限を持つた政府が偽造だと言つてゐるんですから、具体的などういう形態での偽造だったのかは調査する必要があるでしょう、しかし、相手国政府のその通告には拘束されるはずです、日本の外務省も法務省も。

ですから、少なくとも彼の今の在留資格、再入国許可手続に関して、法務省入管当局としては、彼から事情聴取をし、そして、違法であれば法的措置をきっちりとするべきだと私は思いますが、答弁を求めて質問を終わります。

○中尾政府参考人 お答えを申し上げます。

この関係につきましては、既に私どもの方で、委員御指摘の点も含めまして、所要の調査を進めているところでござります。

一点申し上げたいのは、コンゴ民主共和国の口上書の方で偽造だといふにされている点でござりますけれども、これは原文自体がフォードキユマ

というのを偽造文書ということで訳した上で私がいたしておりますけれども、フォードキユマの解釈として、法的な偽造だけじゃなくてそれ

務大臣が死刑の執行命令を発するという手順になっている次第です。

○大島(令)委員 質問に対してもお答えください。

だれが決めるのかということと、どのような基準でということを聞いております。もう一度お願ひします。

○古田政府参考人 先ほど申し上げましたとおり、死刑の執行命令は、これは法務大臣がするこ

ととなつておるわけでございます。

また、基準というお話をございますが、これも先ほど申し上げましたが、死刑の判決が確定した場合には、当該判決の執行をすべき責務といふことを

とが法務大臣に定められているわけでございま

す。

○大島(令)委員 では、大臣に伺います。昨年十二月二十七日に二名の方が処刑されましたけれども、その二人の方を大臣が、この人この人と言つて選んで、判を押したのですか。

○森山国務大臣 死刑確定者の名前が全員示されまして、その中で、今刑事局長が御説明申し上げましたようなさまざま検討するべき事項がまだ未解決といいますか、まだ残っているという人がおります。そういう人は除外いたしまして、あと

は死刑の確定の順序に従つて決めていくわけでござります。

○大島(令)委員 それでは、時期について伺いま

すけれども、いつ執行するのかというのはだれが決めるのでしょうか。

○古田政府参考人 いつという、お尋ねの趣旨は

に聞いておりますけれども、それはだれが決めたのか、お答えください。

○古田政府参考人 先ほどから申し上げておりますとおり、五日以内というふうに聞いておりますけれども、それはだれが決めたのか、お答えください。

○古田政府参考人 命令書が届いて五日以内に法律上の要件でござります。したがいまして、実際に執行をする現場であります拘置所その他の執行の準備が整い次第といふことでございます。

○大島(令)委員 私は、執行後の一月十五日に名古屋拘置所の所長に会つてまいりました。そのときの拘置所長の答弁では、自分の意思ではなく、直接の命令権者は法務大臣なのでお答えしかねる

ということです。一切拘置所長の判断で執行に関しても何も決められないと言つておられました。もう一度答弁をお願いします。

(委員長退席、山本(有)委員長代理着席)

○古田政府参考人 先ほど申し上げましたとおり、さまざま検討を経て死刑の執行命令が発出される。その場合には、刑事訴訟法上五日以内に執行するべきこととされておりますので、そういうことによつて決まっていくということでござい

ます。

○大島(令)委員 国家が人の命を奪うというのに、さまざま検討を経て死刑の執行命令が発出される。その場合には、刑事訴訟法上五日以内に執行するべきこととされておりますので、そういうことによつて決まっていくということでござい

ます。

○古田政府参考人 もう一度繰り返して申し上げますと、刑の執行停止事由があるかないか、再審を相当とする情状があるかないかと、あるいは恩赦を非常上告の事由があるかないかと、いう点について検討するということでございます。

○大島(令)委員 昨年、十二月二十七日という仕事納めの前日に異例の二名の確定者を執行しました。もしこれがなければ、昨年一年間は死刑の執行がゼロという年になるはずでした。にもかかわらず、過去の統計から見ますと異例なんですね、なぜ仕事納めの前日という異例な日に執行日を決めたのか。

大臣から命令書が届いて五日以内にいうふうに聞いておりますけれども、それはだれが決めたのか、お答えください。

○古田政府参考人 先ほどから申し上げておりますとおり、五日以内にいうふうに聞いておりますけれども、それはだれが決めたのか、お答えください。

○古田政府参考人 命令の発出を法務大臣がするということになるわ

けでございます。

○大島(令)委員 もう一度、古田刑事局長に伺い

ます。執行日を選定するのは、だれがどのよう

基準に基づいてされているのか、御答弁ください。

○古田政府参考人 繰り返しの御説明になりますけれども、法務大臣の執行命令が発出されてから五日以内ということです。

したがいまして、執行をすべきかどうかということについて、もとより拘置所の所長の裁量等はないわけでございますが、その期間内のいつ執行するかということは、執行の準備等々の準備の期間を考慮して決められるということでございま

す。

○大島(令)委員 もう一度伺います。

これは国会の法務委員会の場です。刑事局長、死刑確定囚といえども、国家が人の命を奪うということに関しまして、執行対象者ですか執行日を選定する基準を国会に示せないということはないであります。もう一度答えてください。

○古田政府参考人 御指摘のとおり、人の命を奪うという非常に厳酷な重い刑の執行でございますので、もとより慎重にも慎重を期してやつてゐるわけでございますが、先ほどから申し上げてますとおり、死刑の判決が確定した以上、当該判決の執行の責務というのがあるわけでございまして、その上にもさらに慎重な検討を経て、死刑の執行について問題がないという判断に至った場合に、死刑の執行に関する命令を大臣の方で発出される、こういう仕組みになつておりますので、たゞいま申し上げました時期とかそういう部分につきましても、要するにそういうふうな問題がないということについての判断を経て、その時点でと

いうことになるわけでございます。

○大島(令)委員 今の答弁では、基準を示せないということは、毎年必ず執行するというアリバイつくりにしか思われません。政治的な判断で、昨年、死刑を執行ゼロという年をつくられないための、そういうふうにしか私には受けとめられません。

次に、大臣に伺います。

刑事訴訟法の四百七十二条で、死刑以外の刑罰は検察官の指揮のもとに行われる書いてあります。

すけれども、唯一、死刑のみが法務大臣の命令によつて執行することになつております。この重みについて大臣はどう受けとめておられますか。

○森山国務大臣 それは先生がたびと強調しておりますように、人の命を絶つという大変重大な刑罰の実行でございますので特別に慎重を期すということを、この法律にあるのはこの取り決めに意味を持たせておるというふうに思います。慎重の上にも慎重を重ねまして、検討し、その上で最終的に決定するということでございます。

○大島(令)委員 大臣に伺います。

では、昨年十二月二十七日、名古屋で死刑されました死刑囚の何を知った上で、何を慎重に慎重に審議した上で執行命令書に判を押したのか、教えてください。

○森山国務大臣 死刑が確定するまでのさまざま

な裁判、あるいは訴訟のプロセスにおける審議の様子、そして訴訟の控訴、上告を重ねて慎重に決定された、最終的に死刑もやむを得ないという判断を裁判所が下されたこと、そして、もちろんその対象になつた重大な犯罪の内容等についていろいろと検討をいたしまして、そのほか、先ほど刑

事局長が申し上げましたように、刑の執行停止と

か再審あるいは非常上告の事由の有無、恩赦を相

当とする情状の有無等につきまして検討を重ねた

上で決めたわけでございます。

○大島(令)委員 大臣に伺います。

検討には何日ぐらい要しましたか。

○森山国務大臣 もちろん、今申し上げたことを

すべて私が一人でやつたわけではございません

で、このこといかわつております担当の人々が

検討を重ね、私も数日考えさせていただきました。

○大島(令)委員 大臣、この写真を見てください。

あなたが判を押して処刑された人の絞首刑の写真でございます。

單に判を押したのではなく、自分の手を汚さず

に、この写真の現実があるわけなんです。絞首刑の現実というのはこうなんですね。私が大臣に、六

月四日、就任して初めて議員連盟の一員としてお会いしましたときに、刑場を私は見たことがないということを、この法律にあるのはこの取り決め

舌とともに白いような粘液を吐いてときれいであります。その様子は、「がくりと首を折り、飛び出した眼球。人によつては鼻血を吹き散らし、口からは

死刑囚。つい二十分足らず前には、自分の足で

死刑されるべく歩いていた一個の人間。ひとつ

生命体が、こんな無惨な変わり果てた姿になつて、だらりと吊るされている」と報告されている

です。

大臣、御自分の押した判がこういう結果になる

ということを私はお示しさせていただいております。

すけれども、今この写真を見ての感想を述べてください。

○森山国務大臣 法務大臣の責任上そのような決

定をしなければならなかつたということは、大変

大きな重い意味があるということをかねて思つて

はおりましたが、今写真をお示しいただきました

て、さらにその思いを深くいたしております。

○大島(令)委員 確定死刑囚も、当日の朝初めて

自分がきよう執行されるということを知りまし

た。また、処刑に携わる刑務官の人も、出勤拒否

をしたらいけないということで、当日の朝告げら

れるということで、執行する人にも精神的な負担

を強いることがこの処刑の現実でございます。

そこで、大臣に伺います。

刑務所職員の募集案内及び服務規定には、死刑

執行の職責があることが明記されていますか、い

ませんか。

○森山国務大臣 私は、その募集要項を見ており

えください。

○古田政府参考人 矯正局で行つております募集

要項について、私自身も承知しておりませんの

で、お答えを差し控えます。

○大島(令)委員 政府参考人でも結構です、お答

えください。

○大島(令)委員 憲法三十六条、もう既にどなた

も御存じだと思いますけれども、「公務員による

拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる」と

憲法ということで広く知れ渡つておりますけれど

も、私は、名古屋拘置所で昨年十二月二十七日に

処刑された死刑囚の遺体を見て初めて残虐な刑罰

であるということを感じました。

ここに、法医学者が、「死刑による肉体の破壊」ということで文章を書いております。

死刑の執行が肉体に及ぼす影響もまた甚大である

舌とともに白いような粘液を吐いてときれいであります。その様子は、「がくりと首を折り、飛び出した眼球。人によつては鼻血を吹き散らし、口からは

死刑囚。つい二十分足らず前には、自分の足で

死刑されるべく歩いていた一個の人間。ひとつ

生命体が、こんな無惨な変わり果てた姿になつて、だらりと吊るされている」と報告されている

今大臣がごらんになつた写真も、縄の跡がここに見えました。私も、首が長く伸びているな、何でこんなに首が伸び切つてゐるんだろう、という写真を見まし、なるほど、法医学者のこの鑑定のとおりだなということを感じたわけなんです。

仮に重大な事件を起こしたとしても、生きている人間を国家によつて、特に大臣においては自分の手を汚さずしてこういう結果をもたらすということに関して、今の法医学者の所見を申し上げましたので、改めて、残虐な刑だということに関し、大臣の見解を伺います。

○森山國務大臣 今のお話、よく承りました。非常に厳しいものだ、ということが改めてよくわかりました。それだけに、慎重の上にも慎重を重ねてやらなければいけない、ということがさらに考えられたわけでございますが、そのような重大な死刑の判決を確定するといふまでには、さまざまなか人が慎重な検討の末、多くの場合、二審、三審を経て、最終的にほかにとするべき道がない、このようないい處の場合は、このような容疑者の場合には死刑しかほかに方法がない、ということを裁判官がお決めになつたものでございます。

そのようなプロセスを経て決められた死刑、それが確定いたしました者については、法務大臣の務めといたしまして、それを執行しなければいけない、ということございまして、最高裁判所におきましても死刑は残酷な刑罰には当たらないといふ判断が何度も示されているところであり、法廷国家の仕組みとしてこのよだな制度がある以上は、これを適切に実行していかなければいけない、というふうに思ひます。

○大島(令)委員 昨年四月十八日、私は、この昨年十二月二十七日に処刑された死刑囚の被害者の遺族と一緒に、高村前法務大臣に面会しました。高村法務大臣は、被害者の遺族がこの人を執行しないでくれと言つてゐるんだから、まさか事務方が自分に書類を上げることはないでしようといふことで、死刑の執行を見送りました。短期間の任期でございましたけれども、高村大臣は死刑を

執行しなかつたわけです。このときの被害者遺族の要望というものに関して大臣交代時の引き継ぎの事項に入つていただけたかどうか、お答えください。

○森山國務大臣 高村前法務大臣と今おつやつたような面会があつたということは聞いておりましたけれども、その際に前大臣が、御指摘のように、遺族が望まなければ死刑を執行しない、というふうな趣旨で発言なさつたことはない、というふうに承知しております。

前大臣は、その際、死刑の判決は裁判所が慎重な審理を尽くした上で言い渡すものであり、法務大臣としては裁判所の判断を尊重しつつ、法の定めるところに従つて慎重かつ厳正に対処すべきであつて、被害者の遺族が死刑執行を望まないからといって死刑を執行できない、ということにはならないとまず述べになつた上で、遺族の御要望は死刑執行を判断する上で一つの要素として考慮され得る、という趣旨をお述べになつたというふうに承知しております。いずれにいたしましても、引き継ぎ事項という項目として公式に上がつてはおりませんでした。

○大島(令)委員 執行の判断の材料となるということで、今の御答弁ですと、大臣がかわるごとにやはりその判断は個々の大臣にゆだねられるといふふうに理解してよろしいわけですね。

○森山國務大臣 あくまでも法廷国家の法務大臣でございますので、法律に従つてその責任を果たすということにおいては基本的に変わりはないと思います。

○大島(令)委員 韓国におきましては、昨年の十月末に、鄭大哲国会議員により死刑制度廃止法案が提出されました。三月には国会で公聴会も開催したと聞いております。

韓国では、金大中大統領の政権になりまして、法律があるにもかかわらず執行していません。これはずだと大臣はお考へでしょうか。

○森山國務大臣 韓国のことではありますので、私も具体的な国情あるいはその内閣の考え方等について詳しく述べておりますので、日本の法

務大臣といたしましてはコメントを差し控えさせていただきます。

○大島(令)委員 今、世界では、死刑廃止に向かうねりが大きくなつてきております。底上げ現象が起きているわけです。国会でも、私ども、亀井静香さんを会長にして死刑廃止議員連盟が今、死刑廃止法案を一生懸命つくつております。

韓国においては、そして台湾においても、二〇〇四年までに廃止しよう、という動きがあります。

○大島(令)委員 アジアの中、先進国と、いうことで、文明国家を誇っている日本が韓国やアジアよりもおくれをとる、というような状況が今まさにアジアの中から出ているわけなんですね。

そういう意味で、私は大臣に、韓国では法律があつても執行していないわけですから、大臣の判断で判を押さなければいいわけですから、一時死刑執行を停止して、死刑制度というものを考へる、そういう場を持つていただきたいと思うわけでござります。

そこで、最後の質問になりますけれども、大臣はきょう、昨年十二月二十七日、名古屋拘置所で死刑された方の、絞首刑の跡を見ましたね。死刑処刑された方の親族もまた離れてはきまつたこと、拘置所においては過酷な生活を強いられております。私ども、二十四時間以内に親族が遺体を引き取らないと、拘置所の中でだいに付され、無縁仏になると聞いております。幸いこの方は、実のお姉さんや義理のお姉さんがおりましたので、私も二十四時間以内に会うことができ、遺体を引き取り、私たちN.G.O.のボランティアによって教会で通夜をやり、葬式を挙げ、だいに付すことができたわけなんですね。こういう死刑囚は限られているわけございます。

○森山國務大臣 文明国家を誇るのならば、森山大臣にぜひ、大臣が法務大臣である限りもう一度と執行しないでいただきたい、この場でお約束をしていただきたいと思います。

○森山國務大臣 司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、司法書士及び土地家屋調査士につき、規制改革における資格制度の見直しの観点から、事務所の法人化、資格試験制度及び懲戒手

情、歴史的背景、文化、さまざまな条件がみんな違いますので、その国の政治のやり方あるいは行政の進め方もそれぞれ違うと思います。日本の場合は、まだ今のところ、国民の大多数、七、八割が死刑の存続ということをやむを得ないと考えておられますし、残念ながら凶悪、残酷な犯罪も減る方向ではございません。

そのようなことを考えますと、法務大臣といたしましては、やはり法の秩序を守る、ということが必要である、と思いますし、法治国家というのも文明国家の一つの必要な特性ではないか、と思いますので、私は、法務大臣の務めといたしまして、法律に決められたことをまじめにやっていかなければいけない、というふうに思つております。

○大島(令)委員 八割支持している、という世論調査に従つて、私もデータを持っておりますから、さきちつと述べたいわけですが、初めて法務委員会で質問させていただきますので、時間オーバーということなく、きょうはこれで終わりますけれども、また死刑廃止に関して議論をこの委員会の場で進めさせていただきたいことを申し上げて、質問を終わらせていただきます。

○園田委員長 次に、内閣提出、司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。森山法務大臣。(本号末尾に掲載)

○森山國務大臣 司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

統の整備、資格者団体の会則記載事項の見直し等を行い、あわせて、司法書士については、国民の

○園田委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

第九章 公共囑託登記司法書士協会(第六十一条)
八条一第七十一条)

め、同条第一号中「第十九条第四項」を「第七十三条第四項」に改め、同条に次の一号を加え、同

用の観点から、司法制度改革の一環として、簡易裁判所における訴訟代理権等を付与することとし、もつて国民生活の利便性の一層の向上を図ることを目的とするものであります。

御説明申し上げます。
以下、法律案の内容につきまして、その概要を
まず、司法書士及び土地家屋調査士に共通する事項であります。

第一に、事務所の法人化を認めることとし、司法書士が司法書士法人を、土地家屋調査士が土地家屋調査士法人を設立することができる」としております。

第二に、資格試験制度の整備といたしまして、筆記試験合格者に対する翌年度の試験における筆記試験の免除等の措置を講ずることとしておりま

以上が、この法律案の趣旨でございます。
何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに可決くだ
さいますようお願ひいたします。

第一類第三号 法務委員會議錄第五号 平成十四年四月三日

○園田委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。
ただいま議題となつております本案審査のため、来る九日火曜日午前十時三十分、参考人として日本司法書士会連合会会长北野聖造君、日本本土地家屋調査士会連合会会长西本孔昭君及び日本弁護士連合会弁護士制度改革推進本部副本部長兎玉憲夫君の出席を求め、意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○園田委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

次回は、来る五日金曜日午前九時三十分理事会、午前九時四十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時七分散会

第十一章 罚则(第七十四条—第八十二条)

第一條中「手続の」の下に「適正かつ」を加え、「保全」を「保護」に改める。

第二十八条中「**第十五条の三第一項**」を**第五十六条第一項**に、「**第十七条の四**」を**第六十五条第一項**に、「**第十七条の四**」を**第六十六条第一項**に改め、同条を第八十二条とし、同条の次に

次の一 条を 加える。

人は三十万円以下の過料に処する。
一 この法律に基づく政令の規定に違反して登記をすることを怠つたとき。

二 第四十六条第一項において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産の宣告の請求を怠つたとき。

三 定款又は第四十六条第三項において準用する商法第三十二条第一項の会計帳簿若しくは貸借対照表に記載すべき事項を記載せ

四 第四十六条第七項において準用する商法
第一百条第一項又は第三項(第四十六条第八

項において準用する同法第百十七条规定第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反して合併し、又は財産を処分したと

五 第四十六条第八項において準用する商法
第一百三十一条の規定に違反して財産を分配

第二十七条中「第二十一条第二項」を「第七十五条第二項若しくは第三項」に改め、「(前条第

号を除く。」を削り、同条を第八十一条とする。
第二十六条中「各号の」を「各号のいずれか」に、「二十万円」を「百万円」に改め、同条第一号中「第十九条第三項」を「第七十三条第三項」に改め

め、同条第一号中「第十九条第四項を「第七十七条第四項」に改め、同条に次の一号を加え、同条を第七十九条とする。

三 第七十三条第五項の規定に違反した者

第二十五条第一項中「第十九条第一項」を「第七十三条第一項」に、「三十万円」を「百万円」に改め、同条第二項中「第十九条第二項」を「第七十三条第二項」に、「三十万円」を「百万円」に改め、同条第一項中「第二条第一項各号」を「第三条第一項第一号から第五号まで」に、「二十万円」を「五十万円」に改め、同条を第七十七条とする。

第二十四条中「第十七条の七第二項」を「第十九条第二項」に、「第二条第一項各号」を「第三条第一項第一号から第五号まで」に、「二十万円」を「五十万円」に改め、同条を第七十七条とする。

第二十二条を削る。

第二十三条第一項中「第十一条」を「第二十四条」に、「二十万円」を「五十万円」に改め、同条を第七十六条とする。

第二十二条を削る。

第二十一条第一項中「第八条」を「第二十一条」に、「五十万円」を「百万円」に改め、同条第二項中「第十七条の八」を「第七十条」に、「第八条」を「第二十一条」に、「五十万円」を「百万円」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加え、同条を第七十五条とする。

2 司法書士法人が第四十六条第一項において準用する第二十一条の規定に違反したときは、その違反行為をした司法書士法人の社員又は使用人は、百万円以下の罰金に処する。

第二十条の前の見出しを削り、同条中「三十万円」を「百万円」に改め、同条を第七十四条とし、同条の前に次の章名を付する。

第十一章 罰則

第十九条第一項中「司法書士でない」を「司法書士又は司法書士法人でない」に、「第二条」を「第三条第一項第一号から第五号まで」に改め、同条第四項を同条第一項第二項中「第二条」を「第三条第一項第一号から第五号まで」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加え、同条を第七十三条とする。

4 司法書士法人でない者は、司法書士法人又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

第五十八条を第七十二条とし、同条の前に次の章名を付する。

第十章 雜則

第五十七条の九中「司法書士が」を「会員が」に改め、同条を第七十一条とする。

第五十七条の八中「第八条」を「第二十一条」に改め、同条を第七十条とする。

第五十七条の七の見出しを「業務」に改め、同条第一項中「第二条第一項各号」を「第三条第一項第一号から第五号まで」に改め、同条第二項中「第二条第一項各号に掲げる」を「前項に規定する」に、「司法書士でない」を「司法書士又は司法書士法人でない」に改め、同条を第六十九条とする。

第五十七条の六の見出しを「設立及び組織」に改め、同条第一項中「司法書士は」を「司法書士及び司法書士法人は」に改め、同条第二項中「司法書士」を「司法書士又は司法書士法人」に改め、同条を第六十八条とし、同条の前に次の章名を付する。

第五十七条の二第一号及び第三号に掲げる事項第一項の二を第六十三条とし、同条の次に次の二条を加える。

二 第五十三条第二号及び第三号に掲げる事項

第五十三条の二第一号の次に次の一号を加える。

（会則の認可）

第五十四条 日本司法書士会連合会の会則を定め、又はこれを変更するには、法務大臣の認可を受けなければならない。ただし、前条第一号及び第四号に掲げる事項に係る会則の変更については、この限りでない。

第五十五条の見出しを「設立及び目的」に改め、同条第二項中「司法書士の品位」を「司法書士の会員の品位」に改め、同条を第六十二条とし、同条の前に次の章名を付する。

第五十六条 日本司法書士会連合会

第五十七条の二第一号の次に次の二条を加える。

（会則の認可）

第五十七条の二を第六十三条とし、同条の次に次の二条を加える。

（会則の認可）

第五十八条 司法書士法人は、その成立の時に、主たる事務所の所在地の司法書士会の会員となる。

第五十九条 司法書士会は、所属の会員の業務に関する紛議につき、当該会員又は当事者その他関係人の請求により調停をすることができる。

第六十条の四を第五十六条とし、第五十五条の四を第五十五条とする。

第六十一条 第五十五条第一項中「司法書士」を「会員」に改め、同条第一項中「前条第二号又は第三号」を「第三号」に改め、同条第二項中「前条第二号又は第三号」を「前項第一項」を「第九条第一項」に、「第六条の六第一項」を「第十三条第一項」に改め、同条に次の二項を加える。

3 第十三条第一項の変更の登録の申請をした

第五十七条の二の見出しを「会則」に改め、同条第一項中「第十五条规定第一号から第三号まで、第八号及び第九号」を「第五十三条第一号、第七号、第十号及び第十一号」に改め、同条中第三号を第五号とし、第二号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 日本司法書士会連合会に関する情報の公開に関する規定

第五十七条の二第一号の次に次の一号を加える。

（会則の認可）

第五十八条 司法書士会連合会の会則を定め、同条第一項中「司法書士」を「会員」に改め、同条第二項中「司法書士」を「会員」に改め、同条第六号を削り、同条中第十号を第十二号とし、第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、同条第五号中「司法書士」を「退会」に改め、同号を同条第六号とし、同号の次に次の三号を加え、同条を第五十四条とする。

第五十九条 司法書士法人の清算人は、清算が終了したときは、清算結了の登記後速やかに、登記簿の謄本を添えて、その旨を、主たる事務所の所在地の司法書士会及び日本司法書士会連合会に届け出なければならない。

第六十条 司法書士法人は、その事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域外に事務所を設け、又は移転したときは、事務所の新所在地においてその旨の登記をした時に、当該事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域内に設立された司法書士会の会員となる。

第六十一条 司法書士法人は、その事務所の移転又は廃止により、当該事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域内に事務所を有しないこととなつたときは、旧所在地においてその旨の登記をした時に、当該管轄区域内外に設立された司法書士会を退会する。

第六十二条 司法書士法人は、第四項の規定により新たに司法書士会の会員となつたときは、会員となつた日から二週間以内に、登記簿の謄本及び定款の写しを添えて、その旨を、当該司法書士会及び日本司法書士会連合会に届け出なければならない。

第六十三条 司法書士法人は、第五項の規定により司法書士会を退会したときは、退会の日から二週間に以内に、その旨を、当該司法書士会及び日

司法書士は、当該申請に基づく変更の登録の時に、従前所属していた司法書士会を退会する。

第五十五条の五を第五十七条とし、同条の次に次の二条を加える。

（司法書士法人の入会及び退会）

第五十六条 司法書士法人は、その成立の時に、主たる事務所の所在地の司法書士会の会員となる。

第五十七条 司法書士会は、所属の会員の業務に関する紛議につき、当該会員又は当事者その他関係人の請求により調停をすることができる。

第五十八条 司法書士法人は、その会員の業務に関する紛議につき、当該会員又は当事者その他関係人の請求により調停をすることができる。

第五十九条 司法書士会は、所属の会員の業務に関する紛議につき、当該会員又は当事者その他関係人の請求により調停をすることができる。

第六十条 司法書士法人は、その会員の業務に関する紛議につき、当該会員又は当事者その他関係人の請求により調停をすることができる。

第六十一条 司法書士法人は、その会員の業務に関する紛議につき、当該会員又は当事者その他関係人の請求により調停をすることができる。

第六十二条 司法書士法人は、その会員の業務に関する紛議につき、当該会員又は当事者その他関係人の請求により調停をすることができる。

第六十三条 司法書士法人は、その会員の業務に関する紛議につき、当該会員又は当事者その他関係人の請求により調停をすることができる。

第六十四条 司法書士法人は、その会員の業務に関する紛議につき、当該会員又は当事者その他関係人の請求により調停をすることができる。

第六十五条 司法書士法人は、その会員の業務に関する紛議につき、当該会員又は当事者その他関係人の請求により調停をすることができる。

第六十六条 司法書士法人は、その会員の業務に関する紛議につき、当該会員又は当事者その他関係人の請求により調停をすることができる。

第六十七条 司法書士法人は、その会員の業務に関する紛議につき、当該会員又は当事者その他関係人の請求により調停をすることができる。

第六十八条 司法書士法人は、その会員の業務に関する紛議につき、当該会員又は当事者その他関係人の請求により調停をすることができる。

第六十九条 司法書士法人は、その会員の業務に関する紛議につき、当該会員又は当事者その他関係人の請求により調停をすることができる。

第七十条 司法書士法人は、その会員の業務に関する紛議につき、当該会員又は当事者その他関係人の請求により調停をすることができる。

第七十一条 司法書士法人は、その会員の業務に関する紛議につき、当該会員又は当事者その他関係人の請求により調停をすることができる。

第七十二条 司法書士法人は、その会員の業務に関する紛議につき、当該会員又は当事者その他関係人の請求により調停をすることができる。

第七十三条 司法書士法人は、その会員の業務に関する紛議につき、当該会員又は当事者その他関係人の請求により調停をすることができる。

第七十四条 司法書士法人は、その会員の業務に関する紛議につき、当該会員又は当事者その他関係人の請求により調停をすることができる。

第七十五条 司法書士法人は、その会員の業務に関する紛議につき、当該会員又は当事者その他関係人の請求により調停をすることができる。

第七十六条 司法書士法人は、その会員の業務に関する紛議につき、当該会員又は当事者その他関係人の請求により調停をすることができる。

第七十七条 司法書士法人は、その会員の業務に関する紛議につき、当該会員又は当事者その他関係人の請求により調停をすることができる。

第七十八条 司法書士法人は、その会員の業務に関する紛議につき、当該会員又は当事者その他関係人の請求により調停をすることができる。

本公司法書士会連合会に届け出なければならぬ。（紛議の調停）

第五十九条 司法書士会は、所属の会員の業務に関する紛議につき、当該会員又は当事者その他関係人の請求により調停をすることができる。

第六十条 司法書士会は、所属の会員の業務に関する紛議につき、当該会員又は当事者その他関係人の請求により調停をすることができる。

第六十一条 司法書士会は、所属の会員の業務に関する紛議につき、当該会員又は当事者その他関係人の請求により調停をすることができる。

第六十二条 司法書士会は、所属の会員の業務に関する紛議につき、当該会員又は当事者その他関係人の請求により調停をすることができる。

第六十三条 司法書士会は、所属の会員の業務に関する紛議につき、当該会員又は当事者その他関係人の請求により調停をすることができる。

第六十四条 司法書士会は、所属の会員の業務に関する紛議につき、当該会員又は当事者その他関係人の請求により調停をすることができる。

第六十五条 司法書士会は、所属の会員の業務に関する紛議につき、当該会員又は当事者その他関係人の請求により調停をすることができる。

第六十六条 司法書士会は、所属の会員の業務に関する紛議につき、当該会員又は当事者その他関係人の請求により調停をすることができる。

第六十七条 司法書士会は、所属の会員の業務に関する紛議につき、当該会員又は当事者その他関係人の請求により調停をすることができる。

第六十八条 司法書士会は、所属の会員の業務に関する紛議につき、当該会員又は当事者その他関係人の請求により調停をすることができる。

第六十九条 司法書士会は、所属の会員の業務に関する紛議につき、当該会員又は当事者その他関係人の請求により調停をすることができる。

第七十条 司法書士会は、所属の会員の業務に関する紛議につき、当該会員又は当事者その他関係人の請求により調停をすることができる。

第七十一条 司法書士会は、所属の会員の業務に関する紛議につき、当該会員又は当事者その他関係人の請求により調停をすることができる。

第七十二条 司法書士会は、所属の会員の業務に関する紛議につき、当該会員又は当事者その他関係人の請求により調停をすることができる。

第七十三条 司法書士会は、所属の会員の業務に関する紛議につき、当該会員又は当事者その他関係人の請求により調停をすることができる。

第七十四条 司法書士会は、所属の会員の業務に関する紛議につき、当該会員又は当事者その他関係人の請求により調停をすることができる。

第七十五条 司法書士会は、所属の会員の業務に関する紛議につき、当該会員又は当事者その他関係人の請求により調停をすることができる。

第七十六条 司法書士会は、所属の会員の業務に関する紛議につき、当該会員又は当事者その他関係人の請求により調停をすることができる。

第七十七条 司法書士会は、所属の会員の業務に関する紛議につき、当該会員又は当事者その他関係人の請求により調停をすることができる。

第七十八条 司法書士会は、所属の会員の業務に関する紛議につき、当該会員又は当事者その他関係人の請求により調停をすることができる。

第七十九条 司法書士会は、所属の会員の業務に関する紛議につき、当該会員又は当事者その他関係人の請求により調停をすることができる。

第八十条 司法書士会は、所属の会員の業務に関する紛議につき、当該会員又は当事者その他関係人の請求により調停をすることができる。

第八十一条 司法書士会は、所属の会員の業務に関する紛議につき、当該会員又は当事者その他関係人の請求により調停をすることができる。

第八十二条 司法書士会は、所属の会員の業務に関する紛議につき、当該会員又は当事者その他関係人の請求により調停をすることができる。

第八十三条 司法書士会は、所属の会員の業務に関する紛議につき、当該会員又は当事者その他関係人の請求により調停をすることができる。

第二号」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

何人も、司法書士又は司法書士法人にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する事実があると思料するときは、当該司法書士又は当該司法書士法人の事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長に対し、当該事実を通知し、適当な措置をとることを求めることができる。

2 前項の規定による通知があったときは、同項の法務局又は地方法務局の長は、通知された事実について必要な調査をしなければならない。

第十三条を第四十九条とし、同条の次に次の二条を加える。

(登録取消しの制限等)

第五十条 法務局又は地方法務局の長は、司法書士に対し第四十七条第二号又は第三号に掲げる処分をしようとする場合においては、

行政手続法第十五条第一項の通知を発送し、又は同条第三項前段の掲示をした後直ちに日本司法書士会連合会にその旨を通告しなければならない。

2 日本司法書士会連合会は、司法書士について前項の通告を受けた場合においては、法務局又は地方法務局の長から第四十七条第二号

又は第三号に掲げる処分の手続が結了した旨の通知を受けるまでは、当該司法書士について第十五条第一項第一号又は第十六条第一項各号の規定による登録の取消しをすることができる。

(懲戒処分の公示)

第五十一条 法務局又は地方法務局の長は、第四十七条又は第四十八条の規定により処分をしたときは、遅滞なく、その旨を官報をもつて公告しなければならない。

第十二条の見出しを「司法書士に対する懲戒」に改め、同条中「地方法務局の長は」の下に「当該司法書士に対し」を加え、同条を第四十

七条とし、同条の次に次の一条を加える。

(司法書士法人に対する懲戒)

第四十八条 司法書士法人がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、その主たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長は、当該司法書士法人に対し、次に掲げる処分をすることができる。

一 戒告

二 二年内の業務の全部又は一部の停止

三 解散

2 司法書士法人がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、その従たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長(前項に規定するものを除く。)は、当該司法書士法人に対し、次に掲げる処分をすることができる。ただし、当該違反が当該從たる事務所に関するものであるときには、

二 当該法務局又は地方法務局の管轄区域内に

ある当該司法書士法人の事務所について

の二年以内の業務の全部又は一部の停止

第十一條中「司法書士」を司法書士又は司法書士であった者に、「事実」を「秘密」に改め、同条を第二十四条とし、同条の次に次の一条、一章及び章名を加える。

(研修)
第二十五条 司法書士は、その所属する司法書士会及び日本司法書士会連合会が実施する研修を受け、その資質の向上を図るために努めなければならない。

第五章 司法書士法人

(設立)

第二十六条 司法書士は、この章の定めるところにより、司法書士法人を設立することができる。

(名称)
第二十七条 司法書士法人は、その名称中に司法書士法人という文字を使用しなければならぬ。

(社員の資格)

第二十八条 司法書士法人の社員は、司法書士でなければならない。

2 次に掲げる者は、社員となることができない。

一 第四十七条の規定により業務の停止の処分を受け、当該業務の停止の期間を経過しない者

二 第四十八条第一項の規定により司法書士法人が解散又は業務の全部の停止の処分を受けた場合において、その処分を受けた日以前三十日内にその社員であった者でその処分を受けた日から三年(業務の全部の停止の処分を受けた場合にあっては、当該業務の全部の停止の期間)を経過しないもの

三 司法書士会の会員でない者

(業務の範囲)

第二十九条 司法書士法人は、第三条第一項第一号から第五号までに規定する業務を行なはか、定款で定めるところにより、次に掲げる業務を行うことができる。

一 法令等に基づきすべての司法書士が行うことができるものとして法務省令で定める

業務の全部又は一部

2 簡裁訴訟代理関係業務

3 簡裁訴訟代理関係業務は、社員のうちに第

三条第二項に規定する司法書士がある司法書士法人(司法書士会の会員であるものに限り)に限り、行なうことができる。

(簡易裁判所における訴訟等の代理事務の取扱い)

第三十条 司法書士法人は、第三条第一項第六

号に掲げる事務については、依頼者からその

社員又は使用人である第三条第二項に規定する司法書士(以下この条において「社員等」という)に行わせる事務の委託を受けるもの

とする。この場合において、当該司法書士法

人は、依頼者に、当該司法書士法人の社員等のうちからその代理人を選任させなければな

らない。

2 司法書士法人は、前項に規定する事務についても、社員等がその業務の執行に関し注意を怠らなかつたことを証明しなければ、依頼者に対する損害賠償の責めを免れることはできない。

(登記)

第三十一条 司法書士法人は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(設立の手続)

第三十二条 司法書士法人を設立するには、その社員となろうとする司法書士が、共同して定款を定めなければならない。

2 商法(明治三十二年法律第四十八号)第百六十七条の規定は、司法書士法人の定款について準用する。

3 定款には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 主たる事務所及び従たる事務所の所在地

四 社員の氏名、住所及び第三条第二項に規定する司法書士であるか否かの別

五 社員の出資に関する事項

(成立の時期)

第三十三条 司法書士法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

(成立の届出)

第三十四条 司法書士法人は、成立したときは、成立の日から二週間以内に、登記簿の謄本及び定款の写しを添えて、その旨を、その

主たる事務所の所在地を管轄する法務局又は

地方法務局の管轄区域内に設立された司法書士会(以下「主たる事務所の所在地の司法書士会」という)及び日本司法書士会連合会に届

け出なければならない。

(定款変更の届出)

第三十五条 司法書士法人は、定款を変更したときは、変更の日から二週間以内に、変更に係る事項を、主たる事務所の所在地の司法書士会及び日本司法書士会連合会に届け出なければならない。

(業務の執行)

第三十六条 司法書士法人の社員は、すべて業務を執行する権利を有し、義務を負う。

2 簡裁訴訟代理関係業務を行うことを目的とする司法書士法人における簡裁訴訟代理関係業務を行なうことは、前項の規定にかかわらず、第三条第二項に規定する司法書士である社員(以下「特定社員」という。)のみが業務を執行する権利を有し、義務を負う。

第三十七条 司法書士法人の社員は、各自司法書士法人を代表する。ただし、定款又は総社員の同意によって、社員のうち特に司法書士法人を代表すべきものを定めることを妨げない。

2 簡裁訴訟代理関係業務を行うことを目的とする司法書士法人における簡裁訴訟代理関係業務を行なうことは、前項の規定にかかわらず、第三条第二項に規定する司法書士である社員(以下「特定社員」という。)のみが業務を執行する権利を有し、義務を負う。

第三十八条 司法書士法人の財産をもつてその債務を完済することができないときは、各社員は、連帯して、その弁済の責めに任ずる。

2 司法書士法人の財産に対する強制執行がその効を奏しなかつたときも、前項と同様とする。

3 前項の規定は、社員が司法書士法人に資力があり、かつ、執行が容易であることを証明する。相手方の依頼を受けて第三条第一項第四号に規定する業務を行つた事件

したときは、適用しない。

4 簡裁訴訟代理関係業務を行うことを目的とする司法書士法人が簡裁訴訟代理関係業務に關し依頼者に對して負担することとなつた債務を當該司法書士法人の財産をもつて完済することができないときは、第一項の規定にかかるらず、特定社員(当該司法書士法人を脱退した特定社員を含む。以下この条において同じ。)が、連帶して、その弁済の責めに任ずる。ただし、当該司法書士法人を脱退した特定社員が脱退後の事由により生じた債務であることを証明した場合は、この限りでない。

5 前項本文に規定する債務についての司法書士法人の財産に対する強制執行がその効を奏しなかつたときは、第二項及び第三項の規定にかかるらず、特定社員が当該司法書士法人に資力があり、かつ、執行が容易であることを利用して第三号に掲げる事件については、受任している事件の依頼者が同意した場合は、この限りでない。

6 商法第九十三条の規定は、司法書士法人の社員の脱退について準用する。ただし、同条第一項及び第二項の規定は、第四項本文に規定する債務については、準用しない。

(社員の常駐)

第三十九条 司法書士法人は、その事務所に、当該事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域内に設立された司法書士会の会員である社員を常駐させなければならぬ。

(簡裁訴訟代理関係業務の取扱い)

第四十条 簡裁訴訟代理関係業務を行うことを目的とする司法書士法人は、特定社員が常駐していない事務所においては、簡裁訴訟代理関係業務を取り扱うことができない。

4 司法書士法人の清算人は、司法書士でなければならぬ。

(解散)

第四十四条 司法書士法人は、次に掲げる理由によつて解散する。

1 定款に定める理由の発生

2 総社員の同意

3 他の司法書士法人との合併

4 破産

5 解散を命じる裁判

6 第四十八条第一項第三号の規定による解散の処分

2 司法書士法人は、前項の規定による場合のほか、社員が一人になり、そのなつた日から引き続き六月間その社員が二人以上にならなかつた場合においても、その六月を経過した時に解散する。

3 司法書士法人は、第一項第三号の事由以外の事由により解散したときは、解散の日から二週間以内に、その旨を、主たる事務所の所在地の司法書士会及び日本司法書士会連合会に届け出なければならない。

4 司法書士法人の清算人は、司法書士でなければならぬ。

(合併)

第四十五条 司法書士法人は、総社員の同意ができる。

二 使用人が相手方から簡裁訴訟代理関係業務に関するものとして受任している事件

三 第二十二条第一項、第二項第一号若しくは第二号又は第三項第一号から第五号までに掲げる事件として社員の半数以上の者が裁判書類作成関係業務を行つてはならないこととされる事件

四 第二十八条第二項各号のいずれかに該当する事件として社員の半数以上の者が作成関係業務を行つてはならない。ただし、第三号に掲げる事件については、受任している事件の依頼者が同意した場合は、この限りでない。

5 定款に定める理由の発生

6 総社員の同意

7 第二十八条第二項各号のいずれかに該当することとなつたこと。

8 司法書士の登録の取消し

9 (法定脱退)

第四十三条 司法書士法人の社員は、次に掲げる理由によつて脱退する。

10 第二十八条第二項各号のいずれかに該当することとされる事件

11 総社員の同意

12 司法書士の登録の取消し

13 除名

14 (解散)

第四十四条 司法書士法人は、次に掲げる理由によつて解散する。

15 定款に定める理由の発生

16 総社員の同意

17 他の司法書士法人との合併

18 破産

19 解散を命じる裁判

20 第四十八条第一項第三号の規定による解散の処分

21 司法書士法人は、前項の規定による場合のほか、社員が一人になり、そのなつた日から引き続き六月間その社員が二人以上にならなかつた場合においても、その六月を経過した時に解散する。

22 司法書士法人は、第一項第三号の事由以外の事由により解散したときは、解散の日から二週間以内に、その旨を、主たる事務所の所在地の司法書士会及び日本司法書士会連合会に届け出なければならない。

23 司法書士法人の清算人は、司法書士でなければならぬ。

(社員の競業の禁止)

第四十二条 司法書士法人の社員は、自己若くは第三者のためにその司法書士法人の業務の範囲に属する業務を行い、又は他の司法書士法人の社員となつてはならない。

くは第三者的ためにその司法書士法人の業務の範囲に属する業務を行い、又は他の司法書士法人の社員となつてはならない。

士法人の社員となつてはならない。

する。

第六条の五第一項中「第六条の三第一項」を「第十条第一項に改め、同条第二項中「第六条の二第一項」を「第九条第一項」に改め、同条を第十一条とする。

第六条の三第一項中「各号の一」を「各号のいすれか」に、「第十七条の五」を「第六十七条」に改め、同項第一号中「第十五条の五第一項」を「第五十七条第一項」に改め、同条を第十六条とする。

第六条の四中「第六条の二第一項」を「第九条第一項」に改め、同条を第十一条とする。

第六条の三第一項中「各号の一」を「各号のいすれか」に、「第十七条の五」を「第六十七条」に改め、同項第一号中「第十五条の五第一項」を「第五十七条第一項」に改め、同条を第十六条とする。

第三章 登録

第五条の二に見出しつとして「(司法書士試験委員)」を付し、同条を第七条とする。

第五条の前の見出しを削り、同条に見出しつして「(試験の方法及び内容等)」を付し、同条第二項中「次の」を「掲げる」に、「の合格者」を「に合格した者」に改め、同項第一号中「民法」を「憲法、民法」に改め、同項第三号中「司法書士の」を「第三条第一項第一号から第五号までに規定する」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 筆記試験に合格した者に対しては、その申請により、次回の司法書士試験の筆記試験を免除する。

第五条を第六条とし、同条の前に次の章名を付する。

第二章 司法書士試験

第四条第五号中「第十二条」を「第四十七条」に改め、同条を第五条とする。

第三条中「各号の一」を「各号のいすれか」に改め、同条第二号中「司法書士の」を「前条第一項第一号から第五号までに規定する」に改め、同条を第四条とする。

第二条第一項中「司法書士は」の下に「この法律の定めるところにより」を加え、「嘱託」を

「依頼」に改め、同項第二号中「裁判所、検察官又は法務局若しくは地方法務局」を「法務局又は地方法務局」に改め、同項に次の四号を加える。

四 裁判所又は検察官に提出する書類を作成すること。

五 前各号の事務について相談に応ずること。

六 簡易裁判所における次に掲げる手続について代理すること。ただし、上訴の提起、再審及び強制執行に関する事項について

は、代理することができない。

イ 民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の規定による手続(口に規定する手続及び訴えの提起前における証拠保全手続を除く)であつて、訴訟の目的の価額が裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)第三十三条第一項第一号に定める額を超えないもの

ロ 民事訴訟法第二百七十五条の規定による和解の手続又は同法第七編の規定による支払督促の手続であつて、請求の目的の価額が裁判所法第三十三条第一項第一号に定める額を超えないもの

ハ 民事訴訟法第二編第三章第七節の規定による訴えの提起前における証拠保全手続又は民事保全法平成元年法律第九十号の規定による手続であつて、本案の訴訟の目的の価額が裁判所法第三十三条第一項第一号に定める額を超えないもの

である。

二 前号に規定する者の申請に基づき法務大臣が簡裁訴訟代理関係業務を行うのに必要な能力を有すると認定した者であること。

三 司法書士会の会員であること。

法務大臣は、次のいずれにも該当するものと認められる研修についてのみ前項第一号の指定をするものとする。

一 研修の内容が、簡裁訴訟代理関係業務を行ふに必要な能力の習得に十分なものとして法務省令で定める基準を満たすものであること。

二 研修の実施に関する計画が、その適正かつ確実に遂行するに足りる専門的能力及び経理的基礎を有するものであること。

法務大臣は、第二項第一号の研修の適正かつ確実な実施を確保するために必要な限度にて該研修を実施する法人に対し、当該研修に關して、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な命令をすることができる。

4 研修を実施する法人が、前号の計画を適切かつ確実に遂行するに足りる専門的能力及び経理的基礎を有するものであることを。

5 次の各号に掲げる者に対する申請により、それぞれ当該各号に定める試験を免除する。

なるものに限る)であつて紛争の目的の価額が裁判所法第三十三条第一項第一号に定める額を超えないものについて、相談に応じ、又は裁判外の和解について代理すること。

第二条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項第六号及び第七号に規定する業務(以下「簡裁訴訟代理関係業務」という。)は、次の項を同条第八項とし、同条第一項の次に次の六項を加え、同条を第三条とする。

2 前項第六号及び第七号に規定する業務(以下「簡裁訴訟代理関係業務」という。)は、次の項を同条第八項とし、同条第一項の次に次の六項を加え、同条を第三条とする。

3 第二条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項第六号イ及び第七号に規定する司法書士は、民事訴訟法第五十四条第一項本文(民事保全法第七条において準用する場合を含む。)の規定にかかるわらず、第一項第六号イからハまでに掲げる手続における訴訟代理人となることができる。

4 第二項に規定する司法書士であつて第二項第六号イ及びロに掲げる手続において訴訟代理人になつたものは、民事訴訟法第五十五条第一項の規定にかかるわらず、委任を受けた事件について、強制執行に関する訴訟行為をすることができる。

5 第二項に規定する司法書士であつて第二項第六号イ及びロに掲げる手続において訴訟代理人になつたものは、民事訴訟法第五十五条第一項の規定にかかるわらず、委任を受けた事件について、強制執行に関する訴訟行為をすることができる。

6 第二項に規定する司法書士は、民事訴訟法第五十四条第一項本文(民事保全法第七条において準用する場合を含む。)の規定にかかるわらず、第一項第六号イからハまでに掲げる手続における訴訟代理人となることができる。

7 第二項に規定する司法書士であつて第二項第六号イ及びロに掲げる手続において訴訟代理人になつたものは、民事訴訟法第五十五条第一項の規定にかかるわらず、委任を受けた事件について、強制執行に関する訴訟行為をすることができる。

8 第二条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項第六号及び第七号に規定する司法書士は、民事訴訟法第五十四条第一項本文(民事保全法第七条において準用する場合を含む。)の規定にかかるわらず、第一項第六号イからハまでに掲げる手続における訴訟代理人となることができる。

9 第二条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項第六号及び第七号に規定する司法書士は、民事訴訟法第五十四条第一項本文(民事保全法第七条において準用する場合を含む。)の規定にかかるわらず、第一項第六号イからハまでに掲げる手続における訴訟代理人となることができる。

10 第二条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項第六号及び第七号に規定する司法書士は、民事訴訟法第五十四条第一項本文(民事保全法第七条において準用する場合を含む。)の規定にかかるわらず、第一項第六号イからハまでに掲げる手続における訴訟代理人となることができる。

11 第二条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項第六号及び第七号に規定する司法書士は、民事訴訟法第五十四条第一項本文(民事保全法第七条において準用する場合を含む。)の規定にかかるわらず、第一項第六号イからハまでに掲げる手続における訴訟代理人となることができる。

12 第二条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項第六号及び第七号に規定する司法書士は、民事訴訟法第五十四条第一項本文(民事保全法第七条において準用する場合を含む。)の規定にかかるわらず、第一項第六号イからハまでに掲げる手続における訴訟代理人となることができる。

13 第二条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項第六号及び第七号に規定する司法書士は、民事訴訟法第五十四条第一項本文(民事保全法第七条において準用する場合を含む。)の規定にかかるわらず、第一項第六号イからハまでに掲げる手続における訴訟代理人となることができる。

14 第二条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項第六号及び第七号に規定する司法書士は、民事訴訟法第五十四条第一項本文(民事保全法第七条において準用する場合を含む。)の規定にかかるわらず、第一項第六号イからハまでに掲げる手続における訴訟代理人となることができる。

15 第二条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項第六号及び第七号に規定する司法書士は、民事訴訟法第五十四条第一項本文(民事保全法第七条において準用する場合を含む。)の規定にかかるわらず、第一項第六号イからハまでに掲げる手続における訴訟代理人となることができる。

16 第二条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項第六号及び第七号に規定する司法書士は、民事訴訟法第五十四条第一項本文(民事保全法第七条において準用する場合を含む。)の規定にかかるわらず、第一項第六号イからハまでに掲げる手続における訴訟代理人となることができる。

17 第二条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項第六号及び第七号に規定する司法書士は、民事訴訟法第五十四条第一項本文(民事保全法第七条において準用する場合を含む。)の規定にかかるわらず、第一項第六号イからハまでに掲げる手続における訴訟代理人となることができる。

18 第二条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項第六号及び第七号に規定する司法書士は、民事訴訟法第五十四条第一項本文(民事保全法第七条において準用する場合を含む。)の規定にかかるわらず、第一項第六号イからハまでに掲げる手続における訴訟代理人となることができる。

19 第二条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項第六号及び第七号に規定する司法書士は、民事訴訟法第五十四条第一項本文(民事保全法第七条において準用する場合を含む。)の規定にかかるわらず、第一項第六号イからハまでに掲げる手続における訴訟代理人となることができる。

20 第二条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項第六号及び第七号に規定する司法書士は、民事訴訟法第五十四条第一項本文(民事保全法第七条において準用する場合を含む。)の規定にかかるわらず、第一項第六号イからハまでに掲げる手続における訴訟代理人となることができる。

21 第二条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項第六号及び第七号に規定する司法書士は、民事訴訟法第五十四条第一項本文(民事保全法第七条において準用する場合を含む。)の規定にかかるわらず、第一項第六号イからハまでに掲げる手続における訴訟代理人となることができる。

22 第二条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項第六号及び第七号に規定する司法書士は、民事訴訟法第五十四条第一項本文(民事保全法第七条において準用する場合を含む。)の規定にかかるわらず、第一項第六号イからハまでに掲げる手続における訴訟代理人となることができる。

23 第二条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項第六号及び第七号に規定する司法書士は、民事訴訟法第五十四条第一項本文(民事保全法第七条において準用する場合を含む。)の規定にかかるわらず、第一項第六号イからハまでに掲げる手続における訴訟代理人となることができる。

24 第二条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項第六号及び第七号に規定する司法書士は、民事訴訟法第五十四条第一項本文(民事保全法第七条において準用する場合を含む。)の規定にかかるわらず、第一項第六号イからハまでに掲げる手続における訴訟代理人となることができる。

25 第二条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項第六号及び第七号に規定する司法書士は、民事訴訟法第五十四条第一項本文(民事保全法第七条において準用する場合を含む。)の規定にかかるわらず、第一項第六号イからハまでに掲げる手続における訴訟代理人となることができる。

一 測量士若しくは測量士補又は一級建築士

若しくは二級建築士となる資格を有する者

第三項第一号に掲げる事項についての筆記試験

二 筆記試験に合格した者 次回の第一項の

試験の筆記試験及びその後に行われる第一項の試験における前号に定める筆記試験

三 筆記試験の受験者であつて、第三項第一号に掲げる事項に関する筆記試験に合格し

た者と同等以上の知識及び技能を有するものとして法務大臣が認定した者(前号に掲げる者を除く)その後に行われる第一項の試験における第一号に定める筆記試験

第三条 土地家屋調査士法の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次 第一章 総則(第一条—第五条)

第二章 土地家屋調査士試験第六条・第七

第三章 登録(第八条—第十九条)

第四章 土地家屋調査士の義務(第二十条—第二十五条)

第五章 土地家屋調査士法人(第二十六条—第四十一条)

第六章 懲戒第四十二条—第四十六条)

第七章 土地家屋調査士会(第四十七条—第五十六条)

第八章 日本土地家屋調査士会連合会(第五十七条—第六十二条)

第九章 公共嘱託登記土地家屋調査士協会(第六十三条—第六十六条)

第十章 雜則第六十七条—第六十八条)

附則 第二十七条规定

第二十七条中「第十五条の三第一項」を「第五十条第一項」に、「第十七条の四」を「第六十一

条」に改め、同条を第七十六条とし、同条の次に

第二十七条中「第十五条の三第一項」を「第五十条第一項」に、「第十七条の四」を「第六十一

次の一条を加える。
第七十七条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、調査士法人の社員又は清算人は、三十万円以下の過料に処する。

一 この法律に基づく政令の規定に違反して登記をすることを怠ったとき。

二 第四十一条第二項において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産の宣告の請求を怠つたとき。

三 定款又は第四十一条第三項において準用する商法第三十二条第一項の会計帳簿若しくは貸借対照表に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

四 第四十一条第七項において準用する商法第一百条第一項又は第三項(第四十一条第八項において準用する同法第百七十三条第三項において準用する場合を含む)の規定に違反して合併し、又は財産を処分したとき。

五 第四十一条第八項において準用する商法第一百三十一条の規定に違反して財産を分配したとき。

六 第四十一条第八項において準用する商法第一百三十二条の規定に違反したときは、

第七条第一項又は第三項(第四十一条第八項において準用する同法第百七十三条第三項において準用する場合を含む)の規定に違反して財産を分配したとき。

八 第四十一条第八項において準用する商法第一百三十三条の規定に違反して財産を分配したとき。

九 第四十一条第八項において準用する商法第一百三十四条の規定に違反して財産を分配したとき。

十 第四十一条第八項において準用する商法第一百三十五条の規定に違反して財産を分配したとき。

十一 第四十一条第八項において準用する商法第一百三十六条の規定に違反して財産を分配したとき。

十二 第四十一条第八項において準用する商法第一百三十七条の規定に違反して財産を分配したとき。

十三 第四十一条第八項において準用する商法第一百三十八条の規定に違反して財産を分配したとき。

十四 第四十一条第八項において準用する商法第一百三十九条の規定に違反して財産を分配したとき。

十五 第四十一条第八項において準用する商法第一百四十条の規定に違反して財産を分配したとき。

十六 第四十一条第八項において準用する商法第一百四十二条の規定に違反して財産を分配したとき。

十七 第四十一条第八項において準用する商法第一百四十三条の規定に違反して財産を分配したとき。

十八 第四十一条第八項において準用する商法第一百四十四条の規定に違反して財産を分配したとき。

十九 第四十一条第八項において準用する商法第一百四十五条の規定に違反して財産を分配したとき。

二十 第四十一条第八項において準用する商法第一百四十六条の規定に違反して財産を分配したとき。

二十一 第四十一条第八項において準用する商法第一百四十七条の規定に違反して財産を分配したとき。

二十二 第四十一条第八項において準用する商法第一百四十八条の規定に違反して財産を分配したとき。

二十三 第四十一条第八項において準用する商法第一百四十九条の規定に違反して財産を分配したとき。

二十四 第四十一条第八項において準用する商法第一百五十条の規定に違反して財産を分配したとき。

二十五 第四十一条第八項において準用する商法第一百五十二条の規定に違反して財産を分配したとき。

二十六 第四十一条第八項において準用する商法第一百五十三条の規定に違反して財産を分配したとき。

二十七 第四十一条第八項において準用する商法第一百五十四条の規定に違反して財産を分配したとき。

家屋に関する調査、測量、これらを必要とする申請手続又はこれに係る審査請求の手続を「同項に規定する事務」に「二十万円」を「五十万円」に改め、同条を第七十二条とする。

第二十二条中「第十二条を第二十三条に改め、同条を第七十二条とする。

第二十二条中「第十二条を第二十三条に改め、同条を第七十七条とする。

第二十二条中「第十二条を第七十七条とする。

第二十二条中「第十二条を第六十六条とする。

第十七条の九中「調査士が」を「会員が」に改め、同条を第六十六条とする。

第十七条の八中「第十二条を第七十二条とする。

第十七条の八中「第十二条を第六十五条とする。

第十七条の七を削る。

第十七条の六の見出しを「(設立及び組織)」に改め、同条第一項中「調査士は」を「調査士及び調査士法人は」に改め、同条第二項中「調査士」を「調査士又は調査士法人に改め、同条第三項中「社員」を「当該協会の社員(当該協会の社員たる調査士法人の社員を含む。)」に改め、同条第四項中「調査士」を「調査士又は調査士法人」に改め、同条を第六十三条とし、同条の次に次の二条を加える。

第二十二条中「第十二条を第七十七条とする。

第二十二条中「第十二条を第六十六条とする。

2 調査士法人が第四十一条第一項において準用する第二十二条の規定に違反したときは、

その違反行為をした調査士法人の社員又は使用者は、百万円以下の罰金に処する。

第二十条の前の見出しを削り、同条中「三十

万円」を「百万円」に改め、同条を第六十九条とし、同条の前に次の章名を付する。

第十一章 罰則

第十九条第一項中「調査士でない」を「調査士又は調査士法人でない」に、「第二条に規定する土地又は家屋に関する調査、測量、これらを必要とする申請手続又はこれに係る審査請求の手続をすること」に改め、「二十万円」を「百万円」に改め、同条第一号第一項及び同条第二号及び第三号(同条第一号及び同条第二号及び第三号に掲げる調査又は測量を必要とする申請手続に限り)に掲げる事務をその業務とする。

4 調査士法人でない者は、土地家屋調査士法又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

第十八条を第六十七条とし、同条の前に次の二章名を付する。

第十九章 公共嘱託登記土地家屋調査士協会

第十七条の四中「第十四条第三項及び第四項、第五項の四」を「第四十七条第三項及び第四項、第五項及び第五十二条」に改め、同条を第六十条とする。

第十七条の三中「調査士の」を「調査士又は調査士法人の」に改め、同条を第六十条とする。

第十七条の二の見出しを「(会則)」に改め、同条

条中「次の」を「次に掲げる」に改め、同条第一号中「第十五条第一号から第三号まで、第七号及び第八号」を「第四十八条第一号、第七号、第十号及び第十一号」に改め、同条中第三号を第五号とし、第二号を第三号とし、同号の次に次一号を加える。

四 調査士会連合会に関する情報の公開に関する規定

第十七条の二第一号の次に次の二号を加える。

二 第四十八条第二号及び第三号に掲げる事項

第十七条の二を第五十八条とし、同条の次に次の一号を加える。

(会則の認可)

第五十九条 調査士会連合会の会則を定め、又はこれを変更するには、法務大臣の認可を受けるなければならない。ただし、前条第一号及び第四号に掲げる事項に係る会則の変更については、この限りでない。

第十七条の見出しを「設立及び目的」に改め、同条第二項中「調査士の品位」を「調査士会の会員の品位」に改め、同条を第五十七条とし、同条の前に次の章名を付する。

第八章 日本土地家屋調査士会連合会

第十六条の二中「調査士が」を「会員が」に、「調査士に」を「会員に」に改め、同条を第五十六条とする。

第十六条の見出しを「法務局等の長に対する報告義務」に改め、同条中「調査士が」を「会員が」に改め、同条を第五十五条とする。

第十五条の六を削る。

第十五条の五の見出しを「調査士の入会及び退会」に改め、同条第一項中「第七条第一項」を「第九条第一項」に、「第八条の四第一項」を「第十三条第一項」に改め、同条に次の二項を加える。

3 第十三条第一項の変更の登録の申請をした調査士は、当該申請に基づく変更の登録の時

に、従前所属していた調査士会を退会する。第十五条の五を第五十二条とし、同条の次に次の二条を加える。

(第五十三条 調査士法人の入会及び退会)

第五十三条 調査士法人は、その成立の時に、主たる事務所の所在地の調査士会の会員となる。

2 調査士法人は、その清算の結了の時又は破産宣告を受けた時に、所属するすべての調査士会を退会する。

3 調査士法人は、清算が終了したときは、清算完了の登記後速やかに、登記簿の賛本を添えて、その旨を、主たる事務所の所在地の調査士会及び調査士会連合会に届け出なければならない。

4 調査士法人は、その事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域外に事務所を設け、又は移転したときは、事務所の新所在地においてその旨の登記をした時に、当該事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域内に設立された調査士会の会員となる。

5 調査士法人は、その事務所の移転又は廃止により、当該事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域内に事務所を有しないこととなつたときは、旧所在地においてその旨の登記をした時に、当該管轄区域内に設立された調査士会を退会する。

6 調査士法人は、第四項の規定により新たに調査士会の会員となつたときは、会員となつた日から二週間以内に、登記簿の賛本及び定期の写しを添えて、その旨を、当該調査士会及び調査士会連合会に届け出なければならない。

7 調査士法人は、第五項の規定により調査士会を退会したときは、退会の日から二週間に以内に、その旨を、当該調査士会及び調査士会連合会に届け出なければならない。

8 調査士法人は、第五号を「退会」に改め、同条を第十一号とし、第六号の次に次の二号を加え、同条を第四十八条とする。

9 調査士会及び会員に関する情報の公開に関する規定

第十四条の見出しを「設立及び目的等」に改め、同条第二項中「調査士の」を「会員の」に改め、同条第四項中「(明治二十九年法律第八十九号)」を削り、同条を第四十七条とし、同条の前に次の章名を付する。

第七章 土地家屋調査士会

第十三条の見出しを「調査士に対する懲戒」に改め、同条第一項中「地方法務局の長は」の下に「当該調査士に対し」を加え、同条第二項から第四項までを削り、同条を第四十二条とし、同条の次に次の四条を加える。

(調査士法人に対する懲戒)

第四十三条 調査士法人がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、その主たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方

法務局の長は、当該調査士法人に対し、次に

第五十四条 調査士会は、所属の会員の業務に関する紛議につき、当該会員又は当事者その他関係人の請求により調停をすることができる。

二 二年以内の業務の全部又は一部の停止

三 解散

2 調査士法人がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、その従たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長(前項に規定するものを除く。)は、当該調査士法人に対し、次に掲げる処分をすることができる。

3 前項に規定する処分又は第四十二条第三号若しくは前条第一項第三号の処分に係る行政手続法第十五条第一項の通知は、聴聞の期日の一週間前までにしなければならない。

4 前項に規定する処分又は第四十二条第三号若しくは前条第一項第三号の処分に係る行政手続法第十五条第一項の通知は、聴聞の期日の一週間前までにしなければならない。

5 前項の聴聞の期日における審理は、当該調

掲げる処分をすることができる。

一 戒告

二 二年以内の業務の全部又は一部の停止

三 解散

2 調査士法人がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、その従たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長(前項に規定するものを除く。)は、当該調査士法人に対し、次に掲げる処分をすることができる。

3 前項に規定する処分又は第四十二条第三号若しくは前条第一項第三号の処分に係る行政手続法第十五条第一項の通知は、聴聞の期日の一週間前までにしなければならない。

4 前項に規定する処分又は第四十二条第三号若しくは前条第一項第三号の処分に係る行政手続法第十五条第一項の通知は、聴聞の期日の一週間前までにしなければならない。

5 前項の聴聞の期日における審理は、当該調

査士又は当該調査士法人から請求があつたときは、公開により行わなければならない。
(登録取消しの制限等)

第四十五条 法務局又は地方法務局の長は、調査士に対し第四十二条第二号又は第三号に掲げる処分をしようとする場合においては、行政手続法第十五条第一項の通知を発送し、又は同条第三項前段の掲示をした後直ちに調査士会連合会にその旨を通告しなければならない。

2 調査士会連合会は、調査士について前項の通告を受けた場合においては、法務局又は地方法務局の長から第四十二条第二号又は第三号に掲げる処分の手続が結了した旨の通知を受けるまでは、当該調査士について、第五条第一項第一号又は第六条第一項各号の規定による登録の取消しをすることができない。

(懲戒処分の公告)

第四十六条 法務局又は地方法務局の長は、第四十二条又は第四十三条の規定により処分をしたときは、遅滞なく、その旨を官報をもつて公告しなければならない。

第十二条を第二十三条とし、同条の次に次の二条、一章及び章名を加える。

(会則の遵守義務)

調査士は、その所属する調査士会及び調査士会連合会の会則を守らなければならぬ。

(研修)

第二十五条 調査士は、その業務を行う地域における土地の境界を明らかにするための方法に関する慣習その他の調査士の業務についての知識を深めるよう努めなければならない。

第五章 土地家屋調査士法人

(設立)

第26条 調査士は、この章の定めるところにより、土地家屋調査士法人(調査士の業務を行うことを目的として調査士が共同して設立した法人)を以下「調査士法人」といふ。

第二十七条 調査士法人は、その名称中に土地家屋調査士法人という文字を使用しなければならない。

(名称)

第二十八条 調査士法人は、その名称中に土地家屋調査士法人といふ文字を使用しなければならない。

(社員の資格)

第二十九条 調査士法人の社員は、調査士でなければならない。

2 次に掲げる者は、社員となることができない。

一 第四十二条の規定により業務の停止の処分を受け、当該業務の停止の期間を経過しない者

二 第四十三条第一項の規定により調査士法人が解散又は業務の全部の停止の処分を受けた場合において、その処分を受けた日以前三十日内にその社員であつた者でその处分を受けた日から三年(業務の全部の停止の処分を受けた場合にあつては、当該業務の全部の停止の期間)を経過しないもの

三 調査士会の会員でない者

(業務の範囲)

第三十条 調査士法人は、調査士の業務を行ふほか、定款で定めることにより、法令等に基づきすべての調査士が行うことができるものとして法務省令で定める業務の全部又は一部を行うことができる。

(登記)

第三十一条 調査士法人は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(設立の手続)

2

第三十二条 調査士法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

3 定款には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 目的

2 名称

3 主たる事務所及び従たる事務所の所在地

4 社員の氏名及び住所

5 社員の出資に関する事項

(成立の時期)

第三十三条 調査士法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

3 成立の届出

第三十四条 調査士法人は、成り立ったときは、成り立つの日から二週間以内に、登記簿の謄本及び定款の写しを添えて、その旨を、その主たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域内に設立された調査士会(以下「主たる事務所の所在地の調査士会」という。)及び調査士会連合会に届け出なければならない。

(定款変更の届出)

第三十五条 調査士法人は、定款を変更したときは、変更の日から二週間以内に、変更に係る事項を、主たる事務所の所在地の調査士会及び調査士会連合会に届け出なければならない。

(業務の執行)

第三十六条 調査士法人は、すべて業務を執行する権利を有し、義務を負う。

(社員の常勤)

第三十七条 調査士法人は、その事務所に、当該事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域内に設立された調査士会の

会員である社員を常駐させなければならない。

(社員の競業の禁止)

第三十八条 調査士法人の社員は、自己若しくは第三者のためにその調査士法人の業務の範囲に属する業務を行い、又は他の調査士法人の社員となつてはならない。

(法定脱退)

第三十九条 調査士法人の社員は、次に掲げる理由により解散する。

2 一定款に定める理由の発生

3 総社員の同意

4 他の調査士法人との合併

5 破産

6 第四十三条第一項第三号の規定による解散の処分

2 調査士法人は、前項の規定による場合のほか、社員が一人になり、そのなつた日から引き続き六月間その社員が二人以上にならなかつた場合においても、その六月を経過した時に解散する。

3 調査士法人は、第一項第三号の事由以外の事由により解散したときは、解散の日から二週間以内に、その旨を、主たる事務所の所在地の調査士会及び調査士会連合会に届け出なければならない。

4 調査士法人の清算人は、調査士でなければならぬ。

(合併)

二二七

第四十条 調査士法人は、総社員の同意があるときは、他の調査士法人と合併することができる。

2 合併は、合併後存続する調査士法人又は合併によつて設立した調査士法人が、その主たる事務所の所在地において登記することによつて、その効力を生ずる。

3 調査士法人は、合併したときは、合併の日から二週間以内に、登記簿の謄本(合併)によつて設立した調査士法人にあつては、登記簿の謄本及び定款の写し)を添えて、その旨を、主たる事務所の所在地の調査士会及び調査士会連合会に届け出なければならない。

(準用等)

第四十一条 第二条、第二十条から第二十二条まで及び第二十四条の規定は、調査士法人について準用する。

2 民法(明治二十九年法律第八十九号)第五十条、第五十五条、第八十一条及び第八十二条並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第二項、第三十六条、第一百三十八条第一項、第一百三十九条から第一百三十五条まで、第一百三十七条、第一百三十八条及び第一百三十九条の規定は、調査士法人について準用する。

六条ノ一、第六十九条、第七十二条、第七十三条及び第七十五条の規定は、調査士法人は、「社員」と読み替えるものとする。

4 商法第六十八条、第六十九条、第七十二条、第七十三条及び第七十五条の規定は、調査士法人の内部の関係について準用する。

5 商法第七十六条から第八十三条までの規定は、調査士法人の外部の関係について準用する。

6 商法第八十四条、第八十六条第一項及び第二項除名及び代表権の喪失に関する部分に限る。並びに第八十七条から第九十三条までの規定は、調査士法人の社員の脱退について準用する。この場合において、同法第八十六条第一項第二号中「第七十四条第一項」とあるのは、「土地家屋調査士法第三十七條」と読み替えるものとする。

7 商法第一百条、第二百三条から第二百六条まで及び第二百九条から第二百十一条までの規定は、調査士法人の合併について準用する。

8 商法第一百六条から第二百十九条まで、第二十条から第二百二十二条まで、第二百二十二条及び第二百二十四条第一項及び第二百二十五条、第二百二十六条、第二百二十八条から第二百三十三条まで、第二百三十四条ノ二から第二百三十六条まで、第二百三十八条並びに第二百四十三条から第二百四十五条までの規定は、調査士法人の清算について準用する。この場合において、同法第一百七十七条第二項及び第二百二十二条中「第九十四条第四号又ハ第六号」とあるのは、「土地家屋調査士法第三十九条第一項第五号若ハ第六号又ハ第二項」と読み替えるものとする。

9 破産法(大正十一年法律第七十一号)第二百一十七条の規定の適用については、調査士法人は、合名会社とみなす。

10 第十一条を第二十二条とし、第十条を第二十一条とし、第九条を第二十条とする。

11 第八条の十を第十九条とし、同条の次に次の章名を付する。

12 第四章 土地家屋調査士の義務

13 第八条の九を第十八条とする。

14 第八条の八中「第八条の三第一項」を「第十二条第一項」に、「第八条の六第一項」を「第十五条第一項」に改め、同条第三項中「第八条第一項後段」を「第十条第一項後段」に改め、同条を第十七条とする。

15 第八条の七第一項中「各号の一」を「各号のいづれか」に改め、同条第三項中「第八条第一項後段」を「第十条第一項後段」に改め、同条を第十九条とする。

六条とする。

第八条の六第一項中「次の各号の一」を「次の各号のいづれか」に改め、同項第四号中「第四条各号の一」を「第五条各号のいづれか」に改め、各号の「一」を「五」に改め、同条を第十五条规定とする。

第八条の四第三項中「第十五条の五第一項」を「第五十二条第一項」に改め、同条を第十三条规定とする。

「第五十二条第一項」に改め、同条を第十三条规定とする。

第八条の三第一項中「第八条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同条第二項中「第七条第一項」を「第九条第一項」に改め、同条を第十二条规定とする。

第八条の二中「第七条第一項」を「第九条第一項」に改め、同条を第十一条规定とする。

第八条の二中「各号の一」を「各号のいづれか」に、「第十七条の五」を「第六十二条」に改め、同項第一号中「第十五条の五第一項」を「第五十二条第一項」に改め、同条を第十一条规定とする。

第八条の二中「各号の一」を「各号のいづれか」に改め、同条を第十二条第一項に改め、同条を第十二条第一項に改め、同条を第十二条第一項とする。

第六条の見出しを「(土地家屋調査士名簿の登録)」に改め、同条を第八条とし、同条の前に次の章名を付する。

第七条を第九条とする。

二条第一項に改め、同条を第十条とする。

第六条を第二十二条とし、第二十一条とし、第二十条とし、第二十九条とし、同条の次に次の章名を付する。

二条第一項に改め、同条を第五条とする。

二条第一項に改め、同条を第五条とする。

二条第一項に改め、同条を第五条とする。

二条第一項に改め、同条を第五条とする。

二条第一項に改め、同条を第五条とする。

二条第一項に改め、同条を第五条とする。

二条第一項に改め、同条を第五条とする。

二条第一項に改め、同条を第五条とする。

(業務)

第三条 調査士は、他人の依頼を受けて、次に掲げる事務を行うことを業とする。

一 不動産の表示に関する調査又は測量な土地又は家屋に関する登記の申請手続

二 前号の手続に関する審査請求の手続

三 前号の手続に関する審査請求の手続

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条並びに附則第七条、第八条、第十一條(登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)別表第一第二十三号(3)の改正規定に限る)、第十二条及び第十三号(中央省庁等改革関係法施行法(平成十一年法律第百六十号)第千三百八十八条の改正規定に限る)の規定

二 附則第五条及び第九条の規定 公布の日(司法書士試験の筆記試験の免除に関する経過措置)

平成十五年八月一日

二 附則第五条及び第九条の規定 公布の日(司法書士試験の筆記試験の免除に関する経過措置)

平成十五年八月一日

二 附則第五条及び第九条の規定 公布の日(司法書士試験の筆記試験の免除に関する経過措置)

(司法書士会及び日本司法書士会連合会の会則の変更に関する経過措置)

第五条 司法書士会及び日本司法書士会連合会は、施行日までに、この法律の施行に伴い必要な会則の変更をし、かつ、当該変更に伴い必要となる法務大臣の認可を受けなければならぬ。この場合において、当該変更及び当該認可の効力は、施行日から生ずるものとする。

(土地家屋調査士試験の筆記試験の免除に関する経過措置)

第六条 第二条による改正後の土地家屋調査士法(昭和二十五年法律第二百二十八号)第五条第五項第二号(第三条による改正後にあつては、同法第六条第五項第二号)の規定は、施行日以後に土地家屋調査士試験の筆記試験に合格した者について適用する。

(日本土地家屋調査士会連合会に対する懲戒手続開始の通告に関する経過措置)

第七条 第三条による改正後の土地家屋調査士法第四十五条第一項の規定は、附則第一条第一号に定める日前に行政手続法第十五条第一項の通知を発送し、又は同条第三項前段の掲示をした場合については、適用しない。

(土地家屋調査士の懲戒処分の公告に関する経過措置)

第八条 第三条による改正後の土地家屋調査士法第四十六条の規定は、附則第一条第一号に定める日前に第三条による改正前の土地家屋調査士法第十三条第一項の規定による処分をした場合については、適用しない。

(土地家屋調査士会及び日本土地家屋調査士会連合会の会則の変更に関する経過措置)

第九条 土地家屋調査士会及び日本土地家屋調査士会連合会は、附則第一条第一号に定める日までに、この法律の施行に伴い必要となる会則の変更をし、かつ、当該変更に伴い必要となる法務大臣の認可を受けなければならない。この場合において、当該変更及び当該認可の効力は、附則第一条第一号に定める日から生ずるものと

する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十一条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(登録免許税法の一部改正)

第十二条 別表第一第一二二十三号(二)中「第六条(登録)」を「第八条(司法書士名簿の登録)」に改め、同号(三)中「第六条(登録)」を「第八条(土地家屋調査士名簿の登録)」に改める。

(技術士法の一部改正)

第十三条 別表第一第一二二十三号(二)中「第六条(登録)」を「第八条(司法書士名簿の登録)」に改め、同号(三)中「第六条(登録)」を「第八条(土地家屋調査士名簿の登録)」に改める。

(技術士法の一部改正)

第十四条 別表第一第一二二十三号(二)中「第六条(登録)」を「第八条(司法書士名簿の登録)」に改め、同号(三)中「第六条(登録)」を「第八条(土地家屋調査士名簿の登録)」に改める。

(民事法律扶助法の一部改正)

第十五条 別表第一第一二二十三号(二)中「第六条(登録)」を「第八条(司法書士名簿の登録)」に改め、同号(三)中「第六条(登録)」を「第八条(土地家屋調査士名簿の登録)」に改める。

(民事法律扶助法の一部改正)

第十六条 別表第一第一二二十三号(二)中「第六条(登録)」を「第八条(司法書士名簿の登録)」に改め、同号(三)中「第六条(登録)」を「第八条(土地家屋調査士名簿の登録)」に改める。

(民事法律扶助法の一部改正)

第十七条 別表第一第一二二十三号(二)中「第六条(登録)」を「第八条(司法書士名簿の登録)」に改め、同号(三)中「第六条(登録)」を「第八条(土地家屋調査士名簿の登録)」に改める。

(民事法律扶助法の一部改正)

第十八条 別表第一第一二二十三号(二)中「第六条(登録)」を「第八条(司法書士名簿の登録)」に改め、同号(三)中「第六条(登録)」を「第八条(土地家屋調査士名簿の登録)」に改める。

(民事法律扶助法の一部改正)

第十九条 別表第一第一二二十三号(二)中「第六条(登録)」を「第八条(司法書士名簿の登録)」に改め、同号(三)中「第六条(登録)」を「第八条(土地家屋調査士名簿の登録)」に改める。

(民事法律扶助法の一部改正)

第二十条 別表第一第一二二十三号(二)中「第六条(登録)」を「第八条(司法書士名簿の登録)」に改め、同号(三)中「第六条(登録)」を「第八条(土地家屋調査士名簿の登録)」に改める。

(民事法律扶助法の一部改正)

第二十一条 別表第一第一二二十三号(二)中「第六条(登録)」を「第八条(司法書士名簿の登録)」に改め、同号(三)中「第六条(登録)」を「第八条(土地家屋調査士名簿の登録)」に改める。

(民事法律扶助法の一部改正)

第二十二条 別表第一第一二二十三号(二)中「第六条(登録)」を「第八条(司法書士名簿の登録)」に改め、同号(三)中「第六条(登録)」を「第八条(土地家屋調査士名簿の登録)」に改める。

第一類第三号
法務委員會議錄第五号
平成十四年四月三日

平成十四年四月十日印刷

平成十四年四月十一日發行

衆議院事務局

印刷者 財務省印刷局

K